

令和7年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年6月18日 午前10時00分開議

| 日程番号 | 議案番号 | 事 | 件 | 名 |
|------|---------|--------------------------------------|---|---|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 | | |
| 第2 | 議案 第76号 | 飛騨市税条例の一部を改正する条例について | | |
| 第3 | 議案 第77号 | 飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について | | |
| 第4 | 議案 第78号 | 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について | | |
| 第5 | 議案 第79号 | 飛騨市過疎地域持続的発展計画の変更について | | |
| 第6 | 議案 第80号 | 飛騨市指定金融機関の指定の変更について | | |
| 第7 | 議案 第81号 | 財産の無償譲渡について(古川町谷消防器具庫5分団1部) | | |
| 第8 | 議案 第82号 | 飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について | | |
| 第9 | 議案 第83号 | 飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について | | |
| 第10 | 議案 第84号 | 飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について | | |
| 第11 | 議案 第85号 | 損害賠償の額の決定について | | |
| 第12 | 議案 第86号 | 令和7年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号) | | |
| 第13 | 議案 第87号 | 令和7年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号) | | |
| 第14 | | 一般質問 | | |

○出席議員（13名）

| | | |
|-----|---------------|---------------|
| 1番 | 成昭子 | 昭子 |
| 2番 | 廣孝 | 廣孝 |
| 3番 | 要二郎 | 要二郎 |
| 4番 | 美博 | 美博 |
| 6番 | 憲子 | 憲子 |
| 7番 | 克利 | 克利 |
| 8番 | 美雅 | 美雅 |
| 9番 | 豊 | 豊 |
| 10番 | 浩史 | 浩史 |
| 11番 | 清文 | 清文 |
| 12番 | 勝恵 | 勝恵 |
| 13番 | 邦 | 邦 |
| 14番 | 笠 | 笠 |
| | 藤田原上吹 | 藤田原上吹 |
| | 端 | 端 |
| | 田川村山原 | 田川村山原 |
| | 佐中小水上森井澤住前野籠高 | 佐中小水上森井澤住前野籠高 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者
の職氏名

| | | |
|-----------|-------|-------|
| 市長 | 也史弘和郎 | 也史弘和郎 |
| 副市長 | 一さ徳 | 一さ徳 |
| 教育長 | 和樹 | 和樹 |
| 総務部長 | 幸智郎 | 幸智郎 |
| 企画部長 | 樹也昭 | 樹也昭 |
| 市民福祉部長 | 淳弘尚 | 淳弘尚 |
| 商工観光部長 | 浩一 | 浩一 |
| 農林部長 | 尚浩 | 尚浩 |
| 基盤整備部長 | 雄一づ | 雄一づ |
| 環境水道部長 | 賢あ久裕 | 賢あ久裕 |
| 教育委員会事務局長 | あ久裕正 | あ久裕正 |
| 会計管理者 | 正久裕 | 正久裕 |
| 消防長 | 正久裕正 | 正久裕正 |
| 病院事務局長 | 康丈 | 康丈 |
| 建築企画監 | 久康丈直 | 久康丈直 |
| 財政課長 | 康丈直義 | 康丈直義 |
| | 治 | 治 |
| 都 | 竹井 | 竹井 |
| 藤 | 出 | 出 |
| 下 | 田 | 田 |
| 岡 | 田 | 田 |
| 森 | 村 | 村 |
| 野 | 上 | 上 |
| 煙 | 村 | 村 |
| 野 | 山 | 山 |
| 横 | 口 | 口 |
| 谷 | 庭 | 庭 |
| 大 | 邊 | 邊 |
| 渡 | 田 | 田 |
| 堀 | 藤 | 藤 |
| 佐 | 佐 | 佐 |
| 田 | 田 | 田 |
| 中 | 中 | 中 |
| 土 | 土 | 土 |

○職務のため出席した
事務局員

| | | |
|--------|-----|-----|
| 議会事務局長 | 砂倉川 | 砂倉川 |
| 書記 | 田坪端 | 田坪端 |

健太郎
正嘉明恵

（開会 午前10時00分）

◆開会

◎議長（澤史朗）

本日の出席議員は全員であります。

それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、14番、高原議員、1番、佐藤議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第76号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について

から

日程第13 議案第87号 令和7年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）

日程第14 一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第76号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから、日程第13、議案第87号、令和7年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）までの12案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。12案件の質疑と併せて、これより日程第14、一般質問を行います。

一般質問について、皆様へお伝えします。本会議において議長の許可のない発言は認められません。一般質問では市の一般事務の範囲であること、通告外にならないことにご注意ください。また、議会の品位を重んじて不穏当な発言がないよう、会議規則を遵守して通告に沿って発言してください。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に13番、籠山議員。

〔13番 篠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、ただいまより通告に沿って質問したいと思います。

まず1つ目に、介護保険制度の適正な在り方について質問いたします。介護保険は、3年間を通じて収支を均衡させる財政運営が行われます。そのために、市の一般会計とは区分された介護保険特別会計が設置されています。しかし、今年度から改定された飛騨市の介護保険制度のありようには、私は大きな疑問を抱いております。よって、この制度の見直しを求めて3点質問いたします。

まず1つ目に、介護保険法では介護保険料について、こう書かれてあります。①市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない。②保険料額は、政令で定める基準に従い条例で定めるところによって算定された額により算定される。③その額は、

おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬとされています。財政の均衡とは、入ってくる保険料収入と支出される介護保険給付費とを均衡させるということです。つまり、市の保険料は3年間で余りも出ず、不足も出ないという金額を設定しなければなりません。そして、結果として介護保険料が余ってしまった場合は、これは取り過ぎ保険料なので市は保険料を負担した高齢者に還元すべきです。市の対応を伺います。

2つ目に、市は本来の介護サービス給付をもっと充足させることに心血を注ぐべきです。一般会計から転用して、保健福祉事業と名付けた家族介護応援手当、移動販売事業者の運営補助金、特別養護老人ホーム夜勤者の処遇改善、ケアマネージャー報奨品などの財源は元に戻すべく見直すのが妥当と考えます。市の認識を伺います。

3つ目に、一人暮らし高齢者は増え続けております。困りごとを自分で解決できない方々が増えています。例えば、65歳未満で介護認定を受ける状況ではないけれども、虚弱なためとか、病気になってもサポートしてくれる家族がいないなどのケースです。介護制度の隙間で苦しんでいるこのような現状ですと、民間の介護サービスに頼るしかないわけですが、やはり高額な負担となってしまいます。つまり、認定を受けていなければ実費負担の対象となるからです。しかし、この方々は第2号被保険者として介護保険料を納めている存在なのです。介護保険料を活用するなら、こういうところにこそ充当するのであるべき制度の姿だと考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

野村市民福祉部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

介護保険制度の適正な在り方ということでご質問いただきました。1つ目の取り過ぎている保険料の引下げについてと、2つ目の本来の介護サービスを充足させることについては関連がございますので、一括にてお答えします。

令和6年から令和8年の第9期介護保険事業計画においては、高齢者の総数は減少するものの、団塊の世代と呼ばれる人たちが、今後は介護を必要とする可能性が高まる年齢となっていくことから、給付費の総額をほぼ横ばいと見込み、基準となる保険料月額は5,710円とし、第7期の開始年度である平成30年度から据え置きとしています。昨今の経済変動、人件費高騰、物価高騰の中、介護報酬のさらなる増加が見込まれることを踏まえますと、介護保険制度の安定的な運営を確保するためには、保険料の引下げには慎重な検討が必要です。

介護保険法は、第1号被保険者の保険料を財源として実施できる保健福祉事業として、「地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業」等を定めております。全国でも保健福祉事業の実施率は、平成29年当時では10%前後でしたが、令和5年は20%まで伸びており、その活用が広がってきております。

これまで一般会計で取り組んできた介護保険の関連事業は、市として必要不可欠と思われる事業であり、その安定的な運用を法の範囲で検討した結果、令和7年度は保健福祉事業に位置づける編成といたしました。

介護保険の運営といたしましては、議員のおっしゃるとおり、介護サービスをもっと充足させたいところですが、認定者総数の減少及び介護従事者不足により、現在は市内介護事業所が事業形態の見直しを求められている現状があり、法人の経営維持のため、報酬改定で補いきれない部分の支援、限られたスタッフの中でも稼働できるよう業務の効率化や生産性向上、その待遇改善の取組が必要です。今回の5つの保健福祉事業の中の移動対策助成事業や特養等夜勤者待遇改善臨時交付金、ケアマネージャー報奨品事業は、まさにその取組に該当します。また、家族介護応援手当事業と移動販売事業者支援事業についても、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるようという地域包括ケアの理念に合致しています。引き続き、サービスが必要な方々に適切な支援が届くよう、市内の介護サービス事業所の持続可能性を支援し、保健福祉事業を効果的に活用しながら、介護保険の適正運営に努めてまいります。

次に、3つ目の介護認定がなくても支援が必要な市民への対応についてお答えします。基本的に、65歳未満の方々に関しては障害福祉部局が中心となり、一般会計の中で支援を行っております。介護保険料を第2号被保険者の事業に充当してはどうかという議員のご提案ですが、介護保険事業は原則65歳以上の方々を対象としており、65歳未満の方々を中心とした事業は制度上行うことができません。しかしながら、看護師等の専門職が関わるサービスについて、民間事業者独自のインフォーマルな部分になると、議員のご指摘のとおり高額となるため、今後こうした事業者と市の連携を強化し、障害福祉部局と高齢福祉部局が様々な視点から支援を検討していきます。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○13番（籠山恵美子）

まず1つ目の質問ですけれども、飛騨市は大変な介護財政を持っていますよね、現実そうです。介護保険法にそもそもがきちんと明記されているのが、先ほど私が言った内容であります。財政の均衡を保たなければならない。もし、介護保険料が1期3年間の最後の年度に大幅に余剰金が出た場合には、還元すると言ってもなかなか事務的に大変ですから、それを次の期、飛騨市で言うと第10期です。全国的に第10期ですけれども、第10期の介護保険料を引き下げてバランスを取ると、それが財政の均衡だということが介護保険法に書いてあるんです。そのことについては何も痛みは感じませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

介護保険法に3年間の均衡とありますけども、それは次期の計画に繰り越して均衡を保つというふうには思っておりません。今回の保健福祉事業については、介護保険法にのっとった使い道だというふうに認識をしております。

○13番（籠山恵美子）

私は、これは介護保険法に違法だと思いますよ。なぜなら、介護保険法による財政というのまず第1号被保険者の保険料であります。それと国と県と市、第2号被保険者の保険料もかなり

入っています。それで成り立っているんですね。その第1号被保険者の保険料を使って、例えば今回改定された内容に使われると。これまで一般会計の福祉事業としてやっていた家族介護応援手当や、そして、私は移動販売事業者の運営補助金、これに第1号被保険者の保険料が使われるということがとても納得できないんです。最近、岐阜新聞に大きく取り上げておられました。移動スーパーのことが書かれてあります、私はその内容を見て、その事業者の所得保障だということで介護保険料を使ってやる事業がスタートしたということが書いてありましたけれども、私はやっていることはいいことだと思います。周辺に行ってくださる移動スーパーの販売者の事業者の方々を何かの形で支援するというのは大賛成です。ですけれども、それを第1号被保険者の保険料で賄うというはどうしても納得がいかない。第1号被保険者の保険料なら、それは保険料に直接跳ね返ってくる問題ですから、やはり65歳以上の方々に十分な介護サービスを提供する、給付する、このことに真っ先に使うべきだと思います。移動販売車の事業者への運営補助金というのは一般会計でやったらしいですよ。それなら何も私は批判はしません。ですけれども、これを保険料で賄うというのは到底納得がいかないんです。それだけではありません、ケアマネージャーの報奨品、こういうものがなぜ一般会計からできないのか。これはどんな議論をされたんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

まず、籠山議員がおっしゃる本来の介護サービスということの認識について、我々の認識をお話ししたいと思うんですけども、議員がおっしゃるヘルパーとか、そういう居宅サービス、あるいは特別養護老人ホームとかの施設サービス、そういうことを本来の介護保険サービスと認識していらっしゃると思うんですけども、介護保険制度が始まった当初はそういうことが主流だったと思うんですけども、現在では、やはり介護予防とか、そっちのほうが中心がシフトしております、地域支援事業でありますとか保健福祉事業といったものは、まさにその介護予防につながる事業だと思っております。それで、この地域支援事業も保健福祉事業も介護保険法に定められた、ちゃんとした介護保険事業だということです。今までそれらの事業を一般会計で見ておったということなんんですけども、我々の考えでは、本来が介護保険特別会計で見る事業だと、それを一般会計でやっていたので戻したという認識であります。

それから、移動販売のこともおっしゃいましたけども、先ほど私が答弁の中で申し上げました、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるという地域包括ケアの定義にも合致しておるというふうに思っておりますので、これを、それだけをもって介護保険特別会計で行う事業ではないと言うことはできないというふうに思っております。

○13番（籠山恵美子）

岐阜新聞に書いてあるところに、「事業者所得を最低保障」という見出しがついているんです。なぜその財政で65歳以上の方々にサービスを給付しなければならない、なぜ所得保障をしなければならないのかと、まずここが介護保険法にはそぐわないのではないか。私は、社会保障をお仕事にしている専門家に尋ねてみました。こういうやり方を保健福祉事業という名前でやるということは妥当なのかということを聞いてみました。そうしたら、やはりこれは問題ではないかと。

例えば、地域支援事業というカテゴリーもありますよね。それはそれでそれをやっている。そのほかに新たに保健福祉事業というカテゴリーをつくって、移動販売車の事業者の所得保障をする、あるいはケアマネージャーの1年間ご苦労さまでしたという報奨品ですか、それも保険料で払う。こういうやり方は、私は第1号被保険者の方々に大変失礼ではないかと思います。年金から強制的に保険料が天引きされます。いや応なく天引きされるんです。それなら、十分に介護サービスを受けて楽になりたいと思っている第1号被保険者の方々に、介護サービスが十分に給付できずには余ったお金でこういうやり方をする。これについて本当に納得がいきませんし、専門家もこれは問題であると言っていらっしゃいました。この所得保障という考え方、これは新聞記者の方が取材をされたんでしょうから間違ってはいないと思いますけれども、記者の取材にこういう受け答えをされたんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

この話は当初予算の議論のときの目玉事業ですので、説明させてもらっているはずなんです。しかも、記者に答えた答えないという話ではなくて、こういう考え方で向かっていくというのが今年度の柱なんです。

この移動販売の事業が何が問題かというと、移動販売を実際見られたことがあると思いますけども、登録者のところを回るんですね。ただ回っているわけではなくて、登録者のところを計画的に回っていくわけです。そうすると、何時何分に誰々の前に来る、そうするとそこに人が集まってくる、それで回していくんですが、1回登録すればあとはずっといいかというとそうではなくて、当然施設に入られておられなくなる、あるいはお亡くなりになる、そうすると、お客様が減っていくんです。お客様が減っていくと移動販売が成り立たなくなるんですよ。なので、それをどうやってやるかということで、この間ずっと市がお客様の掘り起こしを手伝うということを一生懸命やってきたんです。

ただ、それでも限界があるので、その中でやっていくにはどうすればいいかというと、最低限の部分に相当する部分を市が補助として出して、一種の所得保障としてこれを出して、その上に儲けた分は自分たちで稼いでもらうというやり方をしないと成り立っていかない。半官半民方式というふうに言ったと思いますけども、これは3月議会の重大な論点ですから、議論したはずです。それを山中和紙のほうにも同じような考え方で向かう、これからそういうやり方じゃないと、地域の最低限のサービスとか伝統文化というものは守っていけないよという議論をさせていただいたと思うんです。それをまずご認識いただきたいということ。

それから、地域支援の事業についても私から申し上げさせていただくと、2015年の法改正で総合事業というものができているわけです。このときの考え方としては、介護保険の身体介護とかのサービスだけではなくて、介護予防に資するようなサービスをもっと広くやっていこうではないかということが、これは介護保険法でいくと第115条の45、地域支援事業、この中でしっかりと認められている事業でありますから、むしろ、そこを拡充していこうという大きな流れですから、それについては介護保険法の本来のサービスだというのが野村市民福祉部長が申し上げたとおりですし、我々もそういう認識でおります。そのやり方としての今の所得保障

という話ですから、これは手法、言い方の問題ですけども、所得保障だから問題があると、それはどういう議論をされたか分かりませんが、これについては手法の問題としてそういう考え方で市として向かっているということあります。

○13番（籠山恵美子）

先ほど言いましたように、こういう事業者の最低所得保障をするということには賛成です。何も反対はしません。その原資をどこから持ってくるかですよ。それを私は問題にしているんですね。ですから、わざわざ介護保険のサービスを受けなければならない方々にサービスを十分に給付せずに、その余った保険料でこういうことをやるから私は問題だと思っているんです。飛騨市の第9期介護保険事業計画、抜粋して持っていますけれども、ここにもちゃんと書いてあるんですよ。飛騨市でさえ言っているんですよ。おおむね3年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならない、こう書いてあるんです。しかも、第2号被保険者の保険料なんかはここに充当されない、あくまでも第1号被保険者の保険料の財源であるということが書いてあるんですね。それをやるのがサービス給付だというふうに書いてあるんですよ。

それで、なぜこの地域支援事業、あるいは飛騨市が今回やり出した保健福祉事業が第1号被保険者の保険料を充てると法律になっているか。それはあくまでも第1号被保険者に充当するためだから、その方々の保険料を充てなさいという法律なんですよ。それをよその人に当てるということはないと思います。このことについては、市としては是正するおつもりはないですか。

○議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

介護保険法の第115条の45、地域支援事業、ここは読んでおられますね。ここに明記してある事業としてやっているわけですから、是正以前に法で明示されているものをしっかりとやっているということあります。しかも、全国的な流れとして、大きなトレンドとしてここを重視していくようという流れで動いているわけです。なので、違法ではないということですし、ここについてしっかりと介護保険法の中で運用していくというのは、私は当然あり得ることだろうというふうに考えております。

○13番（籠山恵美子）

私は3月議会のときに、このことについて市長とも議論しましたね。この条例改正の中に、新しく改正するという意味合いの中に、安定した財源の確保による持続可能な事業とするために、介護保険特別会計で実施できるように改正を行うというふうに書いてあるんですけれども、安定した財源の確保、これはつまり第1号被保険者の方々から保険料で取るということでしょう。この事業をますます充実させたいと思ったら、財源が足りなくなったら保険料を上げるんですか。このことを議論したはずですけれども、いかがでしょうか。

△市長（都竹淳也）

そのように申し上げました。ただ、今の議論は、そもそも認められているか認められていないのか、違法なのかどうかという議論なので、これは法律に認められた議論だということを申し上げているわけです。

その上で、財源としてどちらが安定的かというのはその次の話です。一般会計で出すことも当

然可能です。一般会計からでも可能ですし、それは介護保険特別会計でもやりたい事業もほかにありますから、一般会計で出せるなら、そちらのほうが安定的ならそちらを選ぶということですが、今一般会計のほうが不安定ですから、安定的なほうを選ぶということになってくるということであります。ですから、これは3月議会のときも申し上げましたけども、どの財源を充てるかというのは今後変わってくるということは当然ありますので、介護保険特別会計の中だけでやっていくということを決めきったということではないことを3月議会で申し上げたとおりであります。ただ、そもそもできるのかどうかという話ですと、これは当然介護保険法のサービスとしてやっていくべきものであるし、そのように認められているし、そういう流れにもあるということを今申し上げているということであります。

○13番（籠山恵美子）

市長がまるきり否定をされなかつたのでそれを望みとして、3番目の問題ですけれども、先ほど野村市民福祉部長は、市の連携を取ってこういう民間の方々と様々な支援をしていくというような答弁をされましたけれども、実際に保険外サービスというのをやっていて、こういう冊子にもなっているんですけれども、こういうことをやっている方が飛騨市内にもおられます。それで話を聞きました。保険外サービスをやってこられる方、本当に大変なサービスで、保険外のサービスというのは財政的にも経営的にも大変なんだなというのがよく分かりました。

とにかく、介護認定を受けていない方々が突然病気になった、あるいは救急車で運ばれた、あるいは体が虚弱なために60歳程度でも一人暮らしでいろいろなお手伝い、サポートが欲しい、こういう方々のところに昼となく夜となく伺うわけですね。こういう方々は、保険外ですから実費でお支払いをすると。では、1割利用料が1,000円だから、それが実費となつたら1万円払えるか、事業者が1万円もらえるか、そうなつたらとてもできるものではないですね。ですから、全国で保険外サービスをやっている方々、事業者、あるいは個人の方々もいますけれども、3,000円から5,000円、いろいろな介護サービス、看護サービスもやって1時間7,000円という方もおりましたけれども、1時間にするとこのぐらいの金額でその隙間を埋めているわけですよね。こういう方々をもっと市としてもきちんと拾い上げて、それで介護保険制度でこれだけ潤沢に剰余金が出る、それから準備金もたまっているということならば、そういうものをうまく使って、それこそこういう任意事業で、こういう方々とタッグを組んで、飛騨市内で本当に介護サービスを受けたくても認定を受けていないから困っている方々のところにサポートをする、手を差し伸べるというところにお金を使ったほうがいいのではないですか。こういう事業者に所得保障をしてもいいのではないでしょうか。いかがですか。

○議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

先ほども申し上げましたけども、介護保険を65歳未満の方に使うということは法律で認められておりません。ただ、例外として特定疾病によって生じたもの、例えばがんでありますとか、リウマチとか、パーキンソン病でありますとか、そういうしたものについては介護保険が使えるということになっております。そういう中で、先ほどと重複しますけども、確かに議員がおっしゃるような高額なサービスを使いたくても使えないというような方もいらっしゃると思いますけ

ども、そういう個々の置かれた状況を勘案しまして、そういう方が使えるサービスがあれば支援をすることも今後検討していきたいと思っております。

今民間でやられているサービスは市内にはそう多くないんですけども、やっぱり1時間4,500円から6,000円ぐらいということを承知しておりますので、移送の付添いであったり、外出の付添いであったり、そういったサービスを使える方がいらっしゃるのであれば、支援を検討していきたいと思っております。

○13番（籠山恵美子）

介護保険制度の保険料を使って、例えばそういう移動販売車の事業者の所得保障ということができるのであれば、逆に、一般会計の福祉予算で、民間で介護サービスを受けられない、そういう隙間にいる方々を救済している事業者などに所得保障をしてやつたらいいのではないかと思います。これからも十分考えていただきたいと思います。

次に移ります。2つ目、子供の教育環境を取り巻く諸問題について伺います。まず、物価高騰が止まらない中、米の価格もいまだ下がりません。町のスーパーマーケットにはとうに飛騨産米はなくなりました。あるのは主に富山県産や青森県産の2級米で、5キログラム5,000円超という高値です。子育て世代の家庭は食生活にも大変苦労しておられます。今こそ、子育てへの行政支援が求められるのではないでしょうか。そこで伺います。

まず1つ目に、国の補助金を活用して夏休みの学童保育に給食をしていただきたいという質問です。以前にもやりましたが、夏休みにそこで働く調理員たちの苦労が大変だということで、さらりと蹴られてしまいました。「こどもまんなか」というのはこども家庭庁が盛んに言っております。子供真ん中に子供の教育、そういうことを考えるのであれば、前の議会での私の質問への答弁はちょっとずれているなと思っています。ですから、今回も質問いたします。

子供の貧困対策は、母子家庭はもちろん、子を持つ家庭はどこでも顕著です。もうすぐやってくる夏休みをどう乗り越えられるかと戦々恐々です。一方、国では今年度、こども・子育て支援加速化プラン2年目ということで、様々な補助メニューを用意しております。3.6兆円という破格の財源を充当しての本格始動は今年度4月からです。その中には、夏季休業期間中の学童保育への補助など、放課後児童クラブの拡充として、飛騨市にも有効と思われる事業が幾つかあります。市は、これらの活用計画をどのように考えているのか伺います。また、この夏休みこそ、ぜひ学童保育に給食を導入していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

2つ目に、部活動の地域クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備として、本年度、国はスポーツ庁や文化庁から予算を計上しています。昨年度から地域クラブ活動への移行に取り組んだ飛騨市としては、これらの国の予算をどのように活用されるのか伺います。また、今後の方向性として、2026年から2031年度の6年間を改革実行期間として、休日の学校部活動については原則全て地域移行を目指し、平日についても課題を解決しつつ、改革を進めるとしています。しかし、指導者の確保、また、指導者の質や適格性の保障、費用負担の在り方、トラブル防止策など、課題は山積しています。よって、期限を切って機械的に進めるべきではないと考えます。教育委員会の認識を伺います。

○議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

まず、私から、地域クラブ活動移行の課題についてお答えいたします。議員がご指摘のとおり、国は地域クラブ活動への移行を進めるに当たり、スポーツ庁や文化庁による体制整備のための部活動地域移行に向けた実証などの予算を活用しています。飛騨市では、現在10種目11団体が飛騨市認定地域クラブとして活動しており、国の予算を、特に広域移動に係るバス等の運行、指導者への謝礼、地域クラブ化を推進する推進会議出席者への謝礼と費用弁償などに充てております。また、飛騨市では令和4年12月に推進協議会を立ち上げて検討を始め、令和6年度には実証団体による取組を行って、飛騨市認定地域クラブガイドラインを策定し、長期間かけて課題と対策について整理、検討してきました。

その中で、指導者や運営の担い手不足、複数校が合同で活動する場合の移動・送迎の負担など、団体が抱える課題が明らかになっています。そのため、指導者については市の主催する年2回の指導者研修会を通して、指導者の確保や質の向上、ハラスマント防止などに取り組んでいるところです。さらに、今年度も地域クラブ活動推進室や関係団体、中学校の代表者などによる年15回のコア会議、認定地域クラブの代表者や指導者による年4回の推進会議を実施して、当事者の声を聞きながら、課題の解決に向けて協議や検討をしております。クラブによって状況は様々ですが、新しい指導者が確保できるようになったなどの成果も出てきており、令和8年度までに、平日も含めた部活動の地域移行を進めていく予定です。

なお、部活動の地域移行については、全国市長会においても地域によって実情が異なることも踏まえ、全国一律に行うべきではないと申し入れされてきたところであり、国においてもこうした意見を踏まえて、期間の設定は緩やかに捉えていただいているところです。

これからも、これらの課題にしっかりと向き合い、子供たちがやりたいことができる新たな社会教育環境をつくり、児童生徒のよりよい心身の成長や人格形成を目的とした持続可能な体制づくりを目指して取り組んでまいります。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは、私からは1点目の国の補助金を活用した夏休みの学童保育への給食の提供についてお答えいたします。近年の社会情勢の変化や家庭状況の多様化に伴い、放課後における子供の居場所の確保が重要になっています。飛騨市においても、令和7年5月1日現在で、全児童数907名のうち、211名が放課後児童クラブの利用登録をしており、登録者数は年々増加しております。議員ご指摘のこども・子育て支援加速化プランについても、注視しながら支援の充実に取り組んでいるところであり、令和6年度もプランに盛り込まれている放課後児童健全育成事業を活用し、国と県から約700万円の補助を受けております。

さて、議員からご提案がありました児童クラブの給食導入については、学校給食と同様の提供ができれば、栄養・衛生の両面で安心・安全に間違いはございません。しかも、安価に提供でき

るため、家庭の負担を減らすことができます。しかし、実施に至るには困難な課題が幾つも存在します。まずご理解いただきたいのは、安心・安全な学校給食を提供するためには、夏休み期間中の調理場の調理機材の点検、メンテナンスが欠かせないということです。大型機器を分解し、破損や劣化を確認したり、汚れを落としたりして組み立て直します。調理員ではできないものや修繕が必要なものは業者に依頼します。日々の洗浄だけでは落とせず、蓄積された調理用具の油焼けや食缶、食器のくすみ等もこの期間にきれいに磨き上げます。さらに、高い壁や棚、大型機材の天井なども脚立に上って拭き取っております。

2つ目に、栄養職員の確保ができないということです。現在勤務している県費の学校栄養職員の職務内容は、学校給食の管理と指導と定められています。そのため、放課後児童クラブに提供する給食に関する業務を命ずることはできません。また、夏休みの期間だけ栄養職員を雇用することも困難です。そのほか、配送された給食を受け取る側でも、管理や配膳、片付け等に必要な人員をどう確保するか、アレルギー対応をどうするか、食数の決定・変更はどうするかなど、検討しなければならないことはたくさんあります。また、古川国府給食センターについては、高山市との協議や委託先業者ハーベストネクスト株式会社の協議も必要になります。

こども家庭庁提供の「放課後児童クラブの長期休業期間等における食事提供事例集」には、給食センター活用以外にも弁当業者と連携した取組やこども食堂と連携した取組の事例もありますが、飛騨市においては現時点では十分に対応できる業者等が近隣になく、家庭の負担を増加させる心配もあります。こうした現実を踏まえつつ、引き続き国や県の動向を注視してまいります。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○13番（籠山恵美子）

まず、1つ目の夏休みの学童保育のことですけれども、確かに困難はいっぱいあると思います。ですけれども、それを克服して、実現している自治体の学校が幾つもあるんですよね。もちろん簡単なお弁当形式もありますし、給食センターで作って運ぶというのもあります。ただ、私も実際に行ったことはありません。そういうものをいろいろな書物で呼んだり、SNSで調べたりして見ましたけれども、やはり学校側の熱意がまず第一だったと思います。

それで、夏休み、何よりもいいのはパートの調理員たちに仕事が継続されるということなんですよ。それは大変喜ばれております。高山市でも今心配されておりますけれども、夏休みにパートの調理員は一旦切られるんですよね。正職の方は居ますよ。正職の調理員たち、栄養士と一緒に夏休み中に給食センターの大掃除をするんでしょう、保守点検もするんでしょう。ですけれども、パートは一旦切られるんです。そうすると、夏休み明けにまた調理員を募集してもなかなか集まらない。1か月も収入がなかったら、こんな大変な物価高騰の経済の中でどこかに勤めてしまいますがね。そうなってもしょうがないというか、そなならざるを得ないと思います。そういうことが防げる、調理員の仕事が継続できるというのがとてもいいことだとおっしゃっていました。

それと、アレルギー対策、いろいろあると思いますけれども、なら、夏休み中、この気候危機の中で子供たちを本当に安全に、食中毒などからずに安全に学童保育を運営できるか、そういう問題もありますよね。学校給食ですと、作ってから2時間以内に食するというのが原則です。それは基準で決まっています。ですけれども、前にも言いましたけど、お母さんが午前7時半、

午前8時に出勤しなければならないとなったら、午前5時半、午前6時に起きてお弁当を作つて持たせる。お昼ご飯を食べるまでに何時間空くんですか。そういう心配があるんですよね。多少はエアコンがついている特別教室でやるんでしょうけど、夏休みは学童保育の利用者が増えていきますから、古川西小学校なんかは子供たちがものすごく込み入っていますよね。

そういうことを思うと、今すぐにということもなかなか難しいとしても、やはりこども家庭庁が夏休み中の学校給食の提供ということを推進しているんですから、そういうところにはちゃんと補助金をあげますよと言っているんですから、やはりそれは研究してみる価値があるのではないかと思いますけれども、その辺りの考え方はいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

今ご意見をいただきまして、これは令和5年の9月議会でもご質問いただきましたので、その後、教育委員会の中でも検討しております。一番現実なのは他市の事例でございますけども、弁当業者に集約をして、その業者に提供いただくと。集約する事務が必要なんですけど、保護者の方は何らかの形でそこへ予約して運び入れるというような、先ほどの課題があつたために給食センターとはちょっと切り離して、そういう業者に委託をするということが一番現実的なかなというふうに思っております。しかしながら、今ご答弁申し上げましたように、今211名のご登録がありますので、大量の弁当を夏休み期間担つていただける業者が近隣に居ないものですから、そこら辺が今後の課題ということで、今どうやってそのハードルを一番現実的な落としどころというところで模索を重ねているところでございます。非常にこのことについては、弁当を作るお母様方のご負担とかいろいろなことを考えて、しっかり整えてまいりたいというふうに思いますが、現在はそこの課題でなかなか妙案が見つからないというところでございます。

また、先ほどの弁当を作つてからの時間であります。朝、作りになって、教室に冷蔵庫とかそういうものはございませんが、特に今、食中毒等々の時期でございますので、1つの指導として弁当の中に保冷剤を入れるとか、そういうような形で食中毒の事故を起こさないように、弁当には配慮していただくような形でお願いをしておるというところでございます。

あと、パートの職員の方の連続的な雇用ということについては、やはり機器の清掃とかメンテナンス、そういうところにも、全くそういった方々の使役が必要ではないというようなことも伺っておりますので、正職員ばかりではなくて、そういった方の声も考えながらメンテナンス、あるいは手の届かないところの修理・修繕というところも、きめ細かくやっていくような形が一番よろしいのではないかというふうに思います。

○13番（籠山恵美子）

今後ともよろしくお願ひします。

2つ目の部活動のことですけれども、なかなか全国的に部活動の地域移行ということが、全体が見えないということがどこでも言われています。なかなか今改革途中だということもあるんでしうけれども、それで保護者の方が大変不安になるんですね。例えば、「未来のブカツ」というテーマで経済産業省がモデルケースを示しているものがあるんですけども、地域移行した場合の会費はどうなるかということなんですねけれども、これは大きな都市の例ですけれども、例え

ば大阪府ですと週5回で月1万8,000円。それから川崎・横浜市域、この辺りは月20回で2万1,250円、いろいろ圧縮してもぎりぎり8,850円が提示されるということです。福岡市では週2回で4,000円。さいたま市域では週3回で月3,000円でやっておりますけれども、さいたま市は月3億3,000万円の赤字であると。こういう状態で地域移行をして何が得になるんだろうという感じですよね。子供たちにとってよければそれは何よりもいいんですけども、こういう問題もあります。

それから、やはり保護者の方々が心配しているのは、どうしても学校から切り離されてしまうという意識が子供たちにはあるものですから、コーチと子供たちの関係ですね。この間の6月15日の少年の主張大会では、ソフトテニス部の中学生3年生の女の子が本当にコーチが嫌だと、最初怒っていました。もう怖いと、もう無理だと、日記にまで書いたと。だけれども、自分の中でいろいろと逡巡しながらも最後はコーチと向き合うことで変わったというような発表でしたけれども、これはラッキーなことだと思うんですよね。やっぱり子供もいろいろです。コーチの質、適格性、そしてやっぱり一番心配はハラスメントですね。こういうのが起きたときに、子供はなかなか言いにくいんですよ。だけれども、それをここに言ってちょうだい、ここにきちんと事情を話してちょうだいという窓口をちゃんとつくる。今兵庫県で話題になっていますけど公益通報ですよね、通報者保護法のような子供の通報窓口、そういうものはちゃんと用意されるのでしょうか。これは保護者の方々は大変心配されていると思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

今の籠山議員のご質問は、まず一番大事なことは子供たちが本当に安心して、やりたい活動に思い切り挑戦できる、そういう環境をつくるためのお話だと思います。その意味では、まず指導者の資質向上ということで、先ほども申しましたけども、研修を行っているわけですが、その中では、特にハラスメントの防止についてはより強化して研修をしているところでございます。また、子供たちが安心してということで、何かあったときに相談できるということについては、ガイドラインの中にも代表者、指導者がしっかりと位置づいて、研修会、協議会の折にも代表者に出ていただいて、子供たちが安心して活動できる状況をつくるためにいろいろな場で相談を受ける。それは教育委員会であり、代表者であり、また指導者でありというところが一体となって受け止めしていくことについても強調しているところでございます。

○13番（籠山恵美子）

部活といいますと、特にスポーツの分野がそうですけれども、なかなかコーチに物を言う、この間の発表された子は、はっきり自分で言った。できないことはできないとコーチに言いましたという勇気のある発言をしていましたけど、そういう子ばかりではないので、私は、提案としてはコーチ、指導者の方々に月に2回何かそういう会議を開くのであれば、子どもの権利条約というものをしっかりと身につけてもらいたいと思います。子どもの権利条約には子供の意思表明の場、これが義務づけられています。きちんと意思表明をすることは子供の権利だということがうたわれていますので、そのこともしっかりとしていただきたいと思いますので、今後もよろしくお願いします。

3つ目に、学校体育館への空調設置について伺います。国の事業費を生かして、ぜひ早急に涼しい体育館を設置していただきたいということです。夏の暑さが年々厳しくなる下で、学校の体育館へのエアコン設置は学習環境や災害対策の観点から喫緊の課題です。しかし、公立小中学校でのエアコン設置率が18.9%にとどまることから、文部科学省は2024年補正予算で空調設備臨時特例交付金を創設して、10年間で95%に引き上げる方針を打ち出しました。ちなみに、文部科学省の2022年9月のデータですけれども、岐阜県の空調設備設置状況は、普通教室が99.9%の設置率、これはとても高かったです。ところが、体育館となると7.8%の空調設備設置率、がくんと下がってしまいます。災害時の避難所を兼ねる学校体育館が、この設置率の低さでは避難所の意味を成しません。ですけれども、避難所に指定されている学校なら、総務省の緊急防災・減災事業債を活用できます。しかも、この地方債制度は充当率100%、交付税措置率70%なので、およそ3割の自主財源で体育館にエアコンを設置することができます。

猛暑の日中、私は古川小学校のグラウンドに立って、地面から50センチメートルの高さに温度計を掲げました。一気に50度近くに上がりました。かけろうが立っていました。これでは低学年などとても運動はできません。空調の効いた体育館があつてこそ、屋内での体育の授業が安心して受けられるというものです。まして、もしも夏に災害が起きたら、どういう状況になるかは誰でも想像に難くないと考えます。今夏はぜひエアコン設置を実現して、子供たちの健全育成にご尽力いただきたいと思います。市の認識を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは、国の支援策を活用した涼しい体育館の実現についてお答えいたします。学校施設につきましては、子供の教育活動拠点としての機能はもちろんのこと、校舎や体育館は市の指定避難所に位置づけられていることから、地球温暖化による熱中症対策としての空調設備の整備の必要性は大きく高まっています。そのため、学校施設の空調設備の整備は、市としても優先性の高い事業として考えており、令和元年度には普通教室の整備を完了し、令和5年度から令和7年度の3か年で図書室、音楽室などの特別教室において、文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用して整備を進めているところです。体育館の空調設備については、次の課題と位置づけております。国においても、令和6年度補正予算で新たに空調設備整備臨時特例交付金を措置し、令和15年度までを対象期間として、積極的な取組を勧めているところです。

他方で、体育館は空間が非常に大きいことから、教室などよりも工事費が高くなり、他自治体の情報として1つの体育館で約6,000万円ほどかかっていることを確認しています。また、体育館の老朽化の状況などの条件により、断熱改修などの付帯的整備を要する場合もあるため、さらに費用がかかる可能性がございます。また、先ほど申し上げた空調設備整備臨時特例交付金も補助率は2分の1、上限7,000万円であることを加え、断熱対策の実施も条件とされていることから、各自治体ではこの自己負担分の確保や断熱条件をどのようにクリアするのかが課題となっております。そのため、岐阜県内の体育館の空調整備率は25%程度となっており、近隣自治体でも、今後の整備方針は未定であることを聞いております。加えて、市においては学校施設の老朽化に

よる施設改修や、蛍光灯製造中止に伴うLED化などの緊急性の高い整備がほかにもあることから、体育館の空調整備も含め、全体の事業規模を把握し、優先度を判断しながら計画的に整備を進めたいと考えています。

また、整備に要する財源につきましては、文部科学省の空調設備整備臨時特例交付金ではなく、総務省の緊急防災・減災事業債を活用する方法も含め、市として最も有利となる支援財源を模索してまいります。なお、特例交付金の使い勝手の向上については、市長が全国市長会において直接文部科学省に対して要請を行っているところであり、今後も現場の意見を伝えてまいります。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○13番（籠山恵美子）

今答弁されたそのとおりなんですが、私もいろいろと交付金を調べてみましたけれども、確かに学校施設環境改善交付金というのは断熱整備をしなければならないというのが前提にありましたけど、先ほどおっしゃった緊急防災・減災事業債、これで造る場合には断熱材が前提条件であるということではないようです。ただし、この事業債を使って体育館に空調設備をする場合に、床から2メートルほどがちゃんと空調の効果があればそれでよしと。上まで暖房がいかなくともいい、上まで冷房がいかなくともいいと、そういうような2メートルほどの整備がきちんとできれば、これは有利であるという情報もありました。これは緊急防災・減災事業債であります。ですからいろいろありますので、ぜひまた研究をしていただいて、本当に災害がいつ来るか分かりません。子供たちも夏は本当に体が大丈夫だろうかと思いますので、ぜひこれも研究していただいて、なるべく早くいい方向になっていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

〔13番 篠山恵美子 着席〕

○議長（澤史朗）

以上で、13番、籠山議員の一般質問を終わります。

◆休憩

○議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時10分といたします。

（休憩 午前11時05分 再開 午前11時10分）

◆再開

○議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

6番、上ヶ吹議員。

〔6番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

議長のお許しを得ましたので、一般質問をいたします。

1つ目、自治体標準化システム移行について。自治体情報システム標準化とは、日本全国の

1,700以上ある自治体が個々にシステムを導入、運用することで発生している無駄な金銭コストや非効率性を解消するために、自治体DX推進計画の中で、2026年3月末までに住民基本台帳や国民健康保険など20業務を標準準拠システムへ移行することで、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の事情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようになるとともに、オンライン申請などを全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築するとあります。

自治体情報システムの標準化を簡単に説明すると、今まで各自治体で手元のコンピューターにソフトをインストールしたり、自治体のサーバーを構築したりするのが一般でしたが、各自治体では多額の初期費用が発生したり、導入後も電気代を含めたサーバールームの維持費やシステムの担当者的人件費などが必要なため、ランニングコストが自治体の大きな負担となっていました。しかし、今回の標準化システムは、インターネットにつなぐだけでサービスやソフトウェアなどが利用可能になるため、自治体でハードウェアの購入や設置が不要になり、設備の初期コストを抑えられます。また、ソフトウェアの更新やメンテナンスもサービス提供者が行うため、システム担当者の運用負荷を大幅に削減できると言われています。また、将来の人口減少社会に対応するため、2040年には、多くの自治体では現在の人口から3、4割減少すると予測されております。人口減少することで、自治体職員も当然減少します。2040年代には、現在の半分の職員数で自治体事務を維持する必要があると考えられています。この難局を乗り切るために、人手の負担を軽減する戦略もあるそうです。

確かに、自治体情報システムの標準化をすることは、自治体の職員の作業軽減や住民の直接的なサービスに注力できることなど、メリットはあると思いますが、コロナ禍の緊急経済対策の1つとして、10万円給付では手続きに時間がかかったことやマイナンバーカードの紐づけでも誤りが多く発生したことも記憶にあります。これらは、行政のデジタル化の遅延が浮き彫りになりました。今回も標準化システムに移行することで、市民サービスの低下や遅延などが起こらないか心配なので、何点か質問します。

1つ目、従来の市民サービスの維持について。自治体標準化では、国が策定した標準仕様書に記載されている機能以外はシステムに搭載してはいけないというホワイトリスト方式、これは、あらかじめリストに定義し、対象外となるアプリやプログラムは起動しないよう制限を設け、リストにあるアプリやプログラムのみを実行するのを採用しているため、行政側では今まで独自の機能拡充を行ってきましたが、標準化によりホワイトリスト方式の適用を受け、拡充機能の廃止や業務見直しが求められるため、従来の市民サービスを維持できるのか。また、市民サービスに必要な機能がシステムに実装されないケースもあり、サービスの低下を心配するところですが、対応は大丈夫なのか伺います。また、飛騨市では20業務全て移行すると伺いましたが、同時期に移行なのかも伺います。

2つ目、システム移行時の対応について。標準化システム移行の際に、異なるフォーマットの使用により、データの自動抽出が困難なケースがあつたり、システムの導入後は運用に向けたトレーニングや研修が必要ではないかと思いますが、日々の業務をこなしながらのシステム導入に対する業務量が過多になり、通常業務（市民サービス）に影響を与えたり、時間外労働が増える心配もありますが、対応を伺います。また、システムに精通した職員、コンサルタント、システムエンジニアの確保は大丈夫なのかも伺います。

3つ目、作業軽減とコスト削減について。今回の情報システム移行により、人的、財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の事情を踏まえた企画立案業務などに注力でき、職員の作業軽減にもなる。また、移行に伴う経費負担は財政支援がされる予定なので負担は発生しないということですが、本当に経費負担はゼロと考えてよいのか。また、飛騨市の毎年の予算計上でシステム使用料のうち、今回の移行業務、20業務に関連している運用経費は令和5年から令和7年を調査しますと、毎年約1,200万円になります。移行した後のシステムの運用経費はどれくらいまで下がると予想されているのか伺います。国はシステム改修費や人件費の削減効果として、国全体として3割減を目指すとありますが、飛騨市では移行後、新たな運用経費も発生すると思いますが、どれほどの削減となる予想なのか伺います。

4つ目、情報漏えいのリスクについて。情報標準化システムはデータが外部に保管されるため、市民が一番心配するのが個人情報漏えいだと思いますが、セキュリティー対応は大丈夫なのか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

□総務部長（岡田浩和）

それでは、自治体標準化システム移行についてご質問いただきましたので、まず1番目の従来の市民サービスの維持について、お答えさせていただきます。自治体システム標準化について2点のご質問がございました。

まず1つ目、従来の市民サービスを維持できるかという点についてでございますが、特段問題はございません。議員のご指摘のとおり、標準化後のシステムについてはホワイトリスト方式の導入により、これまでの独自で機能を拡充したものは制限を受けますが、システムごとに現状の業務プロセスとシステムの機能がどれくらい適合しているかを分析し、標準機能での対応が難しい部分については、業務ごとに各課で個別の対応策を検討しているところでございます。また、廃止、集合化の難しいものについては、市民への影響を考慮し、一旦独自システムとして残す予定です。これにより、市民サービスへの影響はございません。

2つ目、移行の時期についてです。対象となる20業務のうち、1システムを除いた19システムについては令和7年11月より順次移行を実施し、年度内に完了予定となっております。今年度移行できない1システムは健康管理システムのことですが、移行協議を開始したときから、ベンダーより期限に間に合わないと申し出がありましたので、それを受け、デジタル庁にて特定移行支援システムに認定予定となっております。現在では、令和8年度以降のシステム移行を予定しております。

次に、2つ目のシステム移行時の対応についてでございます。職員の時間外勤務とシステムに精通した職員やS Eの確保についてのご質問ですが、現状、システム標準化作業による極端な時間外労働の増加はないと想定しております。また、システムに精通した職員やS Eの確保については、技術的な調整を総務課情報システム係で実施しており、実際の移行業務は主に岐阜県市町村行政情報センター等、以下システム事業者と申し上げますが、そのS Eが対応するため、市としてのS Eの確保は必要ないと考えております。システム操作習熟のための職員研修は、昨年

度から実施しております窓口受付時間短縮で生まれた時間を活用し、本年の9月以降に実施する予定です。基幹システム標準化事業については、2年前からスケジュールに沿って計画的に実施しており、作業開始以降、スケジュールの遅れは発生しておりません。現在は、データの整形や不要項目の削除などを処理するデータクレンジング作業の段階になっておりますが、この作業の終了後は、細かな調整後、実際のデータ移行になります。移行作業はシステム事業者が実施するため、市職員の負担は最小限になっています。S Eの確保については、議員のご指摘のとおり、当初はシステム事業者でも苦慮しているとお聞きしておりましたが、現時点では予定どおりのスケジュールで移行できるものと回答をいただいております。

3番目の作業軽減とコスト削減についてのお尋ねです。システム構築経費については、国が定めた標準機能の構築において、追加費用は発生いたしません。ただし、市独自で実施している事業に係る部分についての経費は発生します。例えば、福祉医療の一部などは標準化機能ではないため、現状のまま残ることになります。そのシステム分離のための費用やシステム間の連携などの経費は必要になります。また、運用経費については、岐阜県においては以前より基幹システムを自治体クラウドで運用していたため、サーバーやネットワーク機器のスリム化を既に行われていたことから、国が掲げる3割削減には非常に困難な状況です。ただし、現状発生しているシステムごとの二重入力等の非効率な事務が廃止になることや、通信にかかる経費の集束化及び時期や時間帯によるサーバー・ネットワーク機器能力調整などを細かくカスタマイズすることにより、一定の削減効果は見込めます。具体的な経費については、現時点ではどれぐらいの処理量、データ通信量になるかが利用してみないと分からため、予測ができない状況でございます。なお、こうした現状を踏まえまして、国の施策に起因する過度な費用負担が各自治体に発生するがないよう、岐阜県市長会、全国市長会においても強く国に対して要望をしていただいているところでございます。

4番目の情報漏えいリスクについてのご質問です。どのようなシステムであっても100%のリスクゼロはあり得ませんが、現行システムと比較した場合、格段に高いセキュリティーとなります。理由は主に2つございます。

第1に、基幹システム標準化はセキュリティー強化が大きな目的の1つであることです。これまで、各自治体が個別にシステムを構築、運用してきた状況では、セキュリティー対策のレベルにばらつきが生じやすいという課題がありました。今回の標準化システムは、国が定めた極めて高いセキュリティー基準を満たしたガバメントクラウド上に構築されます。あわせて、国が定めた標準仕様書に従って構築したシステムへ全国の自治体が統一的に移行します。これにより、自治体が単独で対応するためには限界があった最新のサーバー攻撃への対策などを、国の知見と技術を結集した最高レベルの環境下で行うことが可能となり、システムのセキュリティーはこれまで以上に強固なものとなります。

第2に、複数のセキュリティー対策を組み合わせて、システムを多層的に防御する多層防御の徹底がございます。ガバメントクラウドは国が認めた5つの事業者のみが提供可能であり、極めて堅牢なセキュリティー環境が保障されております。24時間365日の監視体制はもとより、高度な不正アクセス対策が何重にも配備されており、あわせて、通信経路及び保存されるデータは全て暗号化され、万が一情報が外部に漏れても、内容を読み取ることは極めて困難です。また、デー

タセンターは国内に限定されており、厳格な入退室管理や監視カメラなど物理的な侵入対策にも万全を期しております。

以上の2点により、国の基準でのセキュリティ対策は非常に高いものではございますが、これに甘んじることなく、市といたしましてもこれまで以上にアクセス権限の厳格化、操作ログの監視、多要素認証の徹底、職員へのセキュリティーや個人情報保護研修等を行い、きめ細かな対応を講じてまいります。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

○ 6番（上ヶ吹豊孝）

少し聞きたいのですが、今、標準化システム移行、国は来年の3月末までということでうたつてありましたが、市はもう今年の11月から徐々に始められて、健康管理システムの1業務だけは来年ということだったんですが、今は多分、各自治体は1,700あるらしいんですが、そういった徐々にやるんですけど、どこでか一斉にやったときに本当にうまく情報が運用できるかというのをやってみないと分からないと思うので、実際に切り替える前に、今使っている20業務のソフトを運用がうまくいくまでパラレル運転をして、市民の皆さんに迷惑をかけないようにはできないんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

今ほどのご質問でございますが、今年の9月からeラーニングによりまして、実際の機械を使っての研修をする予定でおります。そして、11月から本格導入というふうになっていくわけですが、そこになりますと、もうガバメントクラウド上でしか発行できないということになりますので、二重で何らかを発行するということはできない状況になります。

○ 6番（上ヶ吹豊孝）

あと1つ、これは市民の皆さんのサービスに影響してくるので、情報システム移行のことを市民の皆さんには何かの手段で周知するのか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

現在のところ特に考えておりませんが、今後検討してまいりたいと思います。

○ 6番（上ヶ吹豊孝）

やはり一番心配するのは、市民の皆さんのが普段どおり何か市民税だとか、そういったものを取りに来たときに、実はちょっと遅れていますとか、今まで使っていた情報と違いますと言われても市民の皆さんは何も分らないし、そういったサービスの遅れが一番心配なので、業務のシステムを移行するということは何か周知していただきたいというふうに思います。

今心配しているのは、新しくいったことによって職員の皆さんのが100%業務を周知できないということで、ほかの自治体はS Eだとか、そういった専門分野の方を確保しているということなんですが、先ほどの岡田総務部長の答弁ではその心配はないということなんですが、やはりどんなものでも、新しくなると今まで職員の方が使い慣れていたものが使い切れないということが出

てくると思うんですが、例えばＳＥとかサポートセンターとか、そういった人を数か月運用するということは考えられませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

基本的には、先ほど申し上げましたｅラーニングによって対応していくということですけど、議員がおっしゃられるように、実際の場面でどのボタンを押せばいいのかみたいなことも出てくると思いますので、そこは総務課の情報システム係が連携を取りながら対応して、お客様にご迷惑がかからないようにできればというふうに思っております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

分かりました。それと、今1,700自治体があるんですが、ＳＮＳの情報などでは、やはり移行したときの不具合が心配なので遅らせて、ほかの自治体がうまくいったら切り替えようかという動きもあるようなんですが、飛騨市はもう今年の11月からやるということに変更はなくて、それは大丈夫だという認識でよろしいでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

11月からの導入ということで進めさせていただいておるもので、間違いございません。

○6番（上ヶ吹豊孝）

今20業務の移行なんですが、それ以外に、20業務が終わった後、飛騨市としてはまだ移行する業務というものはあるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

手元に資料がないものですから、どの業務ということははっきり申し上げられませんが、標準化、共通化していくシステムはあるということで今後進めていくことになります。

○6番（上ヶ吹豊孝）

私、飛騨市の給与システムが気になっていて、アウトソーシングに出したり、時期になるとオーバーワークがあるということなので、この給与システムをガバメントクラウドに移行することをぜひ検討していただきたいというお願いと、あと、移行するまでにもう数か月しかありませんが、セキュリティーは大丈夫だというふうに言われますけど、どんな世の中にも、先ほど岡田総務部長が100%はないということで、私も100%は絶対あり得ないと思います。そういうときに、個人情報が流れるということが一番心配なので、もし出た場合はもう早急に対応するというようなことで市民の皆さんに影響がないようにお願いして、この質問は終わりたいと思います。

次の質問に移ります。2つ目、オーガニックビレッジ宣言について。飛騨市は今年3月に持続可能な農業と地域社会の実現を目指し、県内では2番目となるオーガニックビレッジ宣言を発表しました。この宣言は、環境に配慮した有機農業を推進し、地域全体の活性化を図り、飛騨市の

豊かな自然を守り、次世代に継承するとあります。ここで、我々がよく耳にするオーガニックですが、農畜産物の栽培や飼育方法に関する言葉の1つで、基本的にオーガニックでは化学合成された肥料や農薬を使わないことです。土壤が持つ本来の力、植物や動物がもともと備えている外敵への抵抗力などを生かしながら、できるだけ環境に負荷をかけず、るべき自然な形での栽培や飼育をすることです。一方、慣行栽培では、農薬や化学肥料、農業機械などを活用して、効率的に作物を栽培する一般的な方法です。毎年収量に大きな差がなく、品質の変わらない農産物を栽培することが可能で、品質が安定すれば市場に出荷する際の価格も安定します。農家の収入はもちろん、消費者にとっても、品質と価格に急激な変動がないことがメリットと言われています。今回飛騨市が取り組むオーガニックビレッジ宣言の取組内容や課題などについて、何点かお聞きます。

1つ目、有機農業の取組について。日本の農家の平均年齢は68.4歳と言われています。飛騨市の農業従事者に占める65歳以上の割合が77%を占め、40歳代以下が生産者の僅か9%だそうで、相当な高齢化が進んでいるようです。飛騨市では、令和7年度から5年間で、現在の有機農業面積を現状10ヘクタールから22ヘクタールにして、そのうち現状の水稻面積を5ヘクタールから3倍の15ヘクタール、残りの7ヘクタールを野菜などの栽培を目標にされていますが、高齢化が進む中、水田では慣行農業のように化学的に合成された除草剤は使えない上に、田畠の周辺の草刈り作業や有機農業を進める上で重要な堆肥づくり作業も相当な重労働です。高齢化がますます進む中、有機農業を進めるまでの重労働の作業対策はどのように進めていくのか伺います。

2つ目、有機農業者の確保について。ここ数年、都市から農村に移住し、農業と別の仕事を組み合わせた半農半Xの取組が広がっているようです。半農半Xとは、半自給的な農業とやりたい仕事を両立させる生き方で、自ら米や野菜などの主立った農作物を育て、安全な食材を手に入れる一方で、個性を生かした自営的な仕事に携わり、一定の生活費を得る生き方だそうです。他県では、就農者確保のため、県外からの移住者に向けて半農半X支援事業を実施しています。例えば、半年間、農業研修を無料で実施したり、別の県では、就農前の研修時と定住・就農初期の営農に必要な経費を補助するなど、農業就農者確保に取り組んでいるようです。飛騨市でも、現在9名の方が有機農業に携わっていらっしゃいますが、農地を拡充するには人材確保も必要だと思いますので、有機農業に特化した就農者確保のため、支援事業を検討したらいかがでしょうか。また、飛騨市内の企業でも人材不足であるようなので、農業、それ以外の別の半Xの部分を企業と連携して、人材確保を検討してはいかがでしょうか。

3つ目、有機農産物の理解について。オーガニック野菜という言葉からは、何となく体によさそう、野菜本来の味がしそうといったイメージを抱く方が、私も含め多いのではないでしょうか。オーガニックは、何となくよいではなく、基本的には化学合成された肥料や農薬を使わない。土壤が持つ本来の力、植物や動物がもともと備えている外敵への抵抗力などを生かしながら、できるだけ環境に負荷をかけず、るべき自然な形での栽培をすることとあります。心配なのは、有機農業のメリットばかり先行して、従来の慣行農業は食の安全性を守っていないイメージを持つ市民もいらっしゃるのではないかでしょうか。慣行農業で栽培された食物離れが心配です。有機農家と慣行農家がそれぞれの栽培を理解しながら協力し、地域ぐるみで有機農業を推進していくことが重要であると思いますが、どのように市民の皆さんに有機農業についての理解を進めるのか

伺います。

4つ目、オーガニック宣言の最終目標は。飛騨市では、今年度より5年間で有機農業面積を現在の10ヘクタールから22ヘクタールの2倍以上に増やし、就農者は現在の9名から5名増やし14名とありますが、飛騨市のオーガニックビレッジ宣言の5年後の目標と最終的な目標を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

オーガニックビレッジ宣言についてのお尋ねです。

まず、1点目の有機農業の取組についてお答えします。有機農業は、議員ご指摘のとおり重労働のほか、収量の不安定さ、病害虫対策の難しさなど、様々な課題があります。このうち、重労働に対する具体的な対策としては、スマート農業技術の導入があり、今年度は水田の草を抑えるための抑草ロボットや乗用除草機の試験導入を実施しています。加えて、農業者の高齢化により、田んぼの畦畔やのり面の除草作業が難しくなるケースもあることから、スパイダーモアという除草機械の試験貸出しを令和4年度から始めました。また、栽培技術の面からは、有機水稻栽培の専門家による技術指導にも取り組んでいるところです。引き続き、生産者の負担を軽減する取組を進めてまいります。

2点目の有機農業者の確保についてお答えします。市では、就農フェアへの参加・情報発信を行っており、東京都など都市圏での就農フェアへ年5回ほど出展し、慣行栽培、有機栽培を含めた就農事例や支援内容について広く紹介しているところです。令和6年度からは、国のみどりの食料システム戦略推進交付金を活用し、有機農業に興味を持った方を対象に、里山就農体験事業という有機農業と飛騨の暮らしを体験できる短期研修プログラムを提供しています。就農相談体制としては県、JA、移住担当とも連携し、本格就農、半農半Xなど、多様な農業スタイルへの相談対応も随時行っています。議員がご提案の半農半Xにつきましては、有機農業者の中には和紙を生産される方や、農産物を加工し付加価値をつけて販売されている方もいらっしゃいます。また、自家用に減農薬栽培をしている自給的農家の方など、市内には多様な形で農業を暮らしに取り入れている方々がおられます。議員のご提案の半農半Xに関する企業との連携について、まずは市内の実態を掴むところから始めたいと考えております。

3点目の有機農産物の理解についてお答えします。議員のご指摘のように、慣行農業による農産物を避けるような意識を持たれることがないように、慣行農業と有機農業の双方について、正しい理解をしていただくことが重要であると考えます。そのため、農業や農業者全体に対する理解を深めてもらう取組を行っています。

1つ目は学校、保育園での食育と農業体験です。市内産の農産物を使った給食を市内の保育園、小中学校で提供する「ふるさと給食」を平成29年度から実施しております。この中で、昨年度は慣行農業によるホウレンソウや飛騨牛、有機トマトを使った給食、農薬化学肥料不使用米の給食など、子供たちが広く地元の農産物を食べる機会や生産者と交流する場を設けています。加えて、小学校向けの農業体験ツアーも実施し、市内の農業やそれに携わる方々について知る機会を提供しています。

2つ目に、市民向けイベントの開催をしています。有機農業に関する講演や栽培講習会のほか、地元のお米を学ぶワークショップなどを行っています。情報発信では、飛騨市の食の情報サイト「HIDA ICHI」でも、市内の農家紹介や飛騨牛やホウレンソウ、トマトをはじめとした市内農産物の情報発信を行っております。また、夏に実施している飛騨市まるごと食堂では、市内農家に協力いただき、市内飲食店で限定メニューを提供しました。今後も市内の農業全体、また、農業者への理解を深める取組を進めてまいります。

4点目のオーガニック宣言の最終目標についてお答えします。飛騨市オーガニックビレッジ宣言、有機農業推進計画では、令和7年度から令和11年度の5年間で、有機農業耕作面積を現状の10ヘクタールから22ヘクタールに、うち水稻面積を5ヘクタールから15ヘクタールに、そして有機農家数は9名から14名にするという目標を掲げています。最終的な目標は掲げておりませんが、まずは令和11年度の目標達成に努め、次期計画策定に向けての準備を進めたいと考えております。そして、本市のオーガニックビレッジ宣言にもあるように、慣行農業も尊重し、支援を継続しながら、環境負荷の少ない農業農村振興を一歩一歩確実に進めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

まず、有機農業というと何か体によさそうというイメージがあって、今学校給食でも取り入れられたりしているんですが、実際、野菜なり、米、慣行農業である程度肥料とかを使われて栄養価が出ているんですが、有機農業に対して栄養だとかカロリー、特に今学校給食で使われていますけど、一番育ち盛りの子供たちにそういった栄養価とかカロリーがちゃんと補われているかというの、どのような見解なんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

今給食の提供の食材の話が出てきましたので、私のほうからご回答させていただきたいと思います。学校栄養職員が献立作成のために、ソフトがございまして、それは文部科学省が提供している基本データというものがございます。その基本データでメニューをつくっていくわけですが、いわゆる慣行栽培で作られた食材と有機栽培の食材は、データは一緒でございまして、特段栄養価が優れているとか、そういうことの調整もしておりません。また、有機野菜の個々の栄養価の検査、測定ということも機器がございませんので、そういったことはやっておらず、通常のいわゆるスーパー等で慣行農業で栽培されたもののデータを採用しております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

今、栄養価の検査をしていないということでしたよね。先ほど言いましたけど、育ち盛りの子供たちが給食を食べて、本当は栄養価があるのに、ただ水分しかなかったら、これは大変なことなので、ぜひこれから飛騨市で栽培する有機野菜、有機米についてもそういった検査をするような努力をお願いしたいというふうに思います。

それで、今子供たちに年1回、有機米を食べていただいたり、野菜、トマトですか、食べていただいたりしているんですが、今せっかく大庭教育委員会事務局長が答えていただいたので質問したいんですけども、1つ気になるのが、オーガニック野菜は健康にいいという触れ込みで学校

給食に使われているんですが、学校給食に使用する、例えばしょうゆだとか、みそだとか、そういったもの、私は買い物に行くので、必ずしょうゆとかみそを買うときに、まず裏のラベルを見て、国産の大豆だとか、化学調味料が使われていないかというふうに、とりあえず見ます。それで国内産の大豆を使っているとか見るんですが、せっかく給食に有機野菜、有機米を使っているのに、調味料にどんな調味料が使われているのか心配なんですが、給食でのそういった化学調味料などを使われていないものは検討されているのか、もうやっているのか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

給食の件ですので、もう一度私のほうからご答弁させていただきます。学校給食に今使っているものは市販の調味料でございまして、無添加にこだわって、メニューが今日はオーガニックの食材だから今日の調味料はというような、そういう特段の使い分けはしていない状況であります。ふるさと給食で一番おいしいということの1つの私の思いでございますけども、トマトの例を挙げますと、やっぱりトマトは熟した前から取って、それがタイムラグでちょうどスーパーに並ぶと赤くなるみたいな感じがあって、どうしてもそういうような時間的なずれがあるんですけど、このふるさと給食におきましては農家さんと綿密な打ち合わせをしながら、トマトであれば、一番熟れたてのおいしいピークのときに、そのメニューと合わせて提供するということ、これはなかなか難しい調整が必要なんですが、そういったことをやっております。児童生徒ばかりでなく、よそからいらっしゃった先生方も、飛騨市の給食は本当にうまいなということで、いろいろな努力をしながら子供たちに安心・安全な給食、そして栄養価たっぷりのおいしい給食を食べてもらっているというようなことでございます。

農家さんたちも、これまでふるさと給食はお米であるとか、あるいは野菜、野菜についてはどうしてもロットが限られてまいりますので、これは小規模の山之村とか河合町、宮川町とかそういったところでしかできないんですけど、お米については古川国府給食センター、神岡給食センターで実施しておりますが、どうしても取れるタイミングと量というものがございますので、年間何回というような形でありますけども、こういうふるさと給食でふるさとの地場産のおいしさを提供しているというところで努めているところでございます。

○6番（上ヶ吹豊孝）

調味料の件で、オーガニックのときだけ使うのではなくて、給食全体として無添加が一番いいので、そういうことを検討してほしいということを申したので、訂正しておきます。

あと、なかなか市民の皆さんに有機農業を理解していただくという機会が少ないんですけども、取組として、市民の皆さんに有機栽培について何か情報発信とか、そういう体験、市民の皆さんに有機栽培をするような、そういう取組というものはされているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

限られておりますが、先ほど答弁させていただいたみたいに、いろいろなイベントとかを通して、有機農業について啓発というか、ご理解をいただくような取組を進めております。

一方で、先ほどのご質問、ご発言のほうにもありますけれども、私どもとしては、まず一番大事なのは、慣行農業も当然安全だということをしっかりと伝えるべきだと思っていて、言葉のイメージだけで伝わるのは非常によくないなというふうに思っています。なので、まず食の安全というものは科学的根拠に当然基づくものでありますので、慣行農業に使われる農薬とか、あるいは肥料とかも当然そういったところでチェックを受けて使われるという面で安全です。一方で、安心ということになりますと、どうしても主観的な心の状態になってきますので、よさとか苦手なところが両方ありますので、そういったところをきちんといろいろな、例えば食育の場面でも伝えていくということが大事だと思います。そもそも化学肥料とかは、要は限られた農地でどれだけたくさん効率的にという視点で歴史的にあるものなので、それがあるからこれだけの人口を賄えているという面もありますし、一方で、そういった農業ばかり進めしていくと土壤が劣化していくこともありますので、そういった両面を知った上で、いかに環境に負荷をかけない農業を進めていくということが大事というふうに認識しております。

○ 6番（上ヶ吹豊孝）

私も有機栽培をすることは、今野村農林部長が言われましたように、将来的に土地を守るという意味では、これはやるべきだというふうに思っています。やっぱり我々も高齢化になってくると、どうしても除草剤をまく面積がだんだん増えて、ちょっと心配なところがあるんですが、それでもやっぱり体力的にどうしてもまかなえん部分はやっぱり除草剤をまいたりする。悪いと思いながらやってしまうので、その辺のバランスだというふうに思います。

それで、先ほど言いましたけど、有機栽培をするということはどうしても手間がかかったり重労働になります。そうすると、出てくる野菜というのは高くなるのは当然だと思います。飛騨市の有機農業の計画の中に、販路を名古屋市とか東京都のほうにというふうにあるんですが、私は、まずは地産地消で賄うべきで、そうでないと結局、有機栽培が地元で買ってもらえないから都会へ売り出すとなると、ずっと飛騨市民の方が有機栽培の価値を知らずになってしまって、せっかく地産地消で、これはコストが高いけれども、食の安全を守っているんだということをPRする部分では大変重要なと思います。

それで、例えば今、慣行農業に比べて、有機栽培の収穫量は半分強というふうに言われています。そうすると、今と同じ量を取ろうと思ったら単純に2倍の面積が要るということなんですね。そうすると、今耕作放棄地がだんだん増えてきて、なかなか耕作放棄地の対策ができていないので、やっぱり有機栽培をされる方の人口を増やすという取組が非常に大事だと思います。そういったことで、やはり今のうちから食育ということで、子供たちにそういった学びの場を設けていると思いますが、それプラス、自分たちで地元の野菜、米を作るということが将来の農業を守る、耕作放棄地をなくすという取組だと思いますので、その辺の子供たちにそういった農業をやっていただくような取組、自分たちの土地は自分たちで守って、自然を守って有機野菜を作るというような、そういったことも食育の中には入っているのでしょうか。

○議長（澤史朗）

正午を回りましたが、このまま一般質問を続けます。

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今議員が言われたようなことは本当に大切なことだと認識しております、そういったことで、例えば昨日も農林部の職員が古川西小学校の児童の皆さんにお米について話したこともありますけれども、そういった中で、環境的なところとか、循環のところとかも含めて話をするようにお願いしております。また、地産地消というのはやっぱり一番基本になるところだと思いまして、大事だと思います。それで、本市としましては当然そういった有機農業で生計を立てられる方も大事ですし、普通の慣行農業の方、その中でも土地利用型の方、みんなそういった方々全てが農業農村を支えていただいていると認識しております。

やっぱり子供たちに特に大事だと思うのは、例えば私昨日ちょうど役所から帰って、新しい駐車場に車を止めていますので、そこで乗るときに、小学校低学年の男の子がお母さんと一緒に田んぼの水管理をされていたんですね。こういうことがとても大事だと思います。また、朝自宅を出るときには、自宅の周辺の畑で、うちの両親だともう80歳を過ぎていますけれども、ご近所の同じぐらいの年代の方がスナップエンドウを作つて、それを積んでそこでいろいろな話をしていました。こういった飛騨らしいところがとても大事だと思いますので、そういった面では食育というものはとても大事だと思いますし、できるだけ多くの方に小さな家族農業を進めていただくような取組も進めてまいりたいというふうに思っております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

今の飛騨市の取組は、東京都へ行って、有機栽培しませんかというPRをされているというところなんですが、やはり地元の子供たちが地元の田畠を守るということが、私は一番手っ取り早いと思うので、ぜひ今の子供たちにそういった農業の取組、農業の魅力などを発信していただければというふうに思いますので、ぜひ有機栽培、オーガニックを市民の皆さんに分かりやすく、それと協力していただくような取組をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

これで終わります。

〔6番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、6番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（休憩 午後0時04分 再開 午後1時00分）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

11番、前川議員。

[11番 前川文博 登壇]

○11番（前川文博）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので一般質問を始めさせていただきます。今回大きく4点質問いたします。

まず1つ目ですが、山田川の取水堰の稼働についてということでお伺いいたします。先般、山田川牛ヶ口取水堰の堆積土砂の撤去が行われました。近隣の住宅が解体され、その空き地を活用して重機を河川に下ろし、クレーンを使用しての搬出作業でした。そこで5点の質問をいたします。1点目、取水堰の稼動状態について。2点目、豪雨時における堰の開放作業について。3点目、堰の定期的な開放をしないのか。4点目、取水堰付近の地盤沈下について。5点目、維持管理用に土地を購入することは考えられるかということです。

それでは1点目です。取水堰の稼動状態についてお伺いいたします。今回、堆積した土砂を撤去したときに開閉作業も行い、可動堰のメンテナンスも行われたと思います。約8年前と約20年前にも同じような作業が行われたことは、近隣の住民の方からの聞き取りで確認もできております。今回のメンテナンス作業では、堰の開閉作業は問題がない状態が確認されたのでしょうか。

2点目です。豪雨時における堰の開放作業についてです。過去の質問で、「この取水堰があるために堤防まで数十センチメートルの高さまで水位が上がった。」と。「宮川町にあるような可動式に改良できないのか。」と質問をいたしました。取水堰の横にあるピンを抜けば堰は開く構造なので、それで対応できるとの話が以前あったので、その点も含めて確認をしたところ、出水時には操作できるものではないと、平成26年と平成29年に同じ答弁が2回ありました。先日、5月21日に重要水防箇所の合同巡視がありました。その際には、30年以上この堰は開けたことがない、開けようとしたが人力ではピンが抜けなかったとの話も出てまいりました。現実の話といたしまして、出水時に河川に降り、激流の近くで作業することは不可能です。堰を開放するなどの判断はどこで誰がするのでしょうか。また、開放するに当たり、ピンは人力でスムーズに外せるものなのでしょうか。それとも、この取水堰は開放することのない堰なのでしょうか。

3番目です。堰の定期的な開放をということです。この取水堰があることにより、上流からの土砂が堆積物として溜まっています。一方、下流にある発電用の取水堰は上下に稼動するものであり、出水時は開放されて、土砂などは堆積することなく、下流に流れています。飛騨市の取水堰も出水時などに開放することによって、数年ごとの堆積物の撤去作業が発生しなくなるのではないかでしょうか。

4点目、取水堰付近の地盤沈下についてです。この取水堰付近の土地に地盤沈下が見られております。基礎と土台が離れてしまったものや、傾いてアルミサッシの窓が開かなくなったりしたりしております。この取水堰との関係は何か考えられるのでしょうか。

5点目です。維持管理用に土地を購入しないかということです。今回の土砂撤去は住宅を解体した後の空き地を活用して行われました。「この堰を改良するには、重機を搬入する経路がない。」との答弁もこれまでにありました。過去には、国道41号から少し下がった運送会社の空き地を雪捨て場に使用するため、購入した実績もあります。この取水堰で渦流が氾濫すると、かなりの被害が予想されます。山田川の治水と牛ヶ口取水堰の管理を考え、今回使用した土地を購入して維持管理していくことも、地域住民の安心につながります。土地の購入などの考えはありませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 横山裕和 登壇〕

□基盤整備部長（横山裕和）

山田川の取水堰の稼働について5点の質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

まず、1点目の取水堰の稼働状況についてお答えします。山田川に設置されている牛ヶ口用水の取水堰は飛騨市が管理するものですが、堰上流部の土砂の堆積が多くなり、地元からも土砂撤去の要望もあったことから、本年3月に堰上流部の土砂撤去を行いました。作業に当たり、堰を開閉いたしましたが、開閉時には土砂の堆積や流量が多いため、重機での補助が必要ではありましたが、開閉に問題はありませんでした。

次に、2点目の降雨時における堰の開放作業についてお答えします。これまでにもお答えしているとおり、取水堰の操作は河川内での作業を要するため、洪水時における取水堰の操作につきましては困難であると考えております。堰を開放するなどの判断につきましては、堰の管理者である市が判断いたしますが、これまでにも豪雨により河川が増水した際に開放した事例はございません。なお、開閉するためのピンにつきましては、今回は作業時に少し固かつたため重機の補助が必要でしたが、作業後には人力で外せることを確認しております。

続いて、3点目の堰の定期的な開放についてお答えします。出水時の堰の定期的な開放につきましては、堰の構造上、閉鎖する際には、その都度河川内での重機作業が必要ですが、水位が下がるまで重機での作業が困難なため、その間は取水ができません。そのため、市街地へ流れる重要な防火用水や生活用水が長期間利用できなくなる可能性があることや、重機の搬入搬出など、1回の作業に多くの費用を要することなどからも、定期的に開放するより、土砂の堆積状況を見ながら土砂撤去を行うほうが現実的であると考えております。

続いて、4点目の取水堰付近の地盤沈下についてお答えします。堰付近の地盤沈下とのことについて承知しておりませんが、堰がある場合には上流に土砂が堆積するため、護岸に対しては安定側に寄与するため、堰による影響はないと考えられます。今後、もし周辺土地に変状が見られる場合には、河川管理者である岐阜県古川土木事務所に連絡し、対応を依頼します。

最後に、5点目の維持管理用の土地購入についてお答えします。今回の工事に当たり、当初設計段階では別の箇所から河川内に重機搬入路の仮設道路を造るよう検討していましたが、河川沿いの住宅が解体され、空き地となつたため、土地所有者の方に協力をお願いしたところ、重機や土砂撤去の荷揚げ荷下ろし場所としてお借りすることができました。土地購入につきましては、堰周辺には家屋が建ち並んでおり、重機の搬入が難しい場所ではありますので、今後必要となる維持作業の内容や利用頻度などとともに、他の用途での利用や費用対効果も考慮し、必要性を検討したいと思います。

〔基盤整備部長 横山裕和 着席〕

○11番（前川文博）

5つの答弁をいただきました。まず、堰の開閉の状況なんですけども、今回土砂を取ったときに開けたということなんですが、今、重機で押したという話でしたが、土砂を取った後に水圧では開かないぐらい何かこだわっていたとか、そういうふうなんですか。昔から、ピンを抜けばば

たばたっと開くという話だったんですが、水圧とかでは開かないような状況ですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

今回作業に当たり、開放した際には水圧で1枚目の扉は開きました。これは取水口に近いほうで、土砂が少なかったためと思われますけども、左岸側のほうへ行くと土砂がたまっておりまして、その影響かと思いますけども、そちらのほうは若干重機で補助をしていかないと開きにくくい状態であったということで、そのまま開けておけば開いておったかどうかまでは分かりませんけども、速やかに作業するために重機を使って補助をしたということでございます。

○11番（前川文博）

分かりました。では、例えば間に立っている支柱とかが曲がって開かなかつたとかではなくて、土砂がちょっとかんでいたとか、その程度で問題がないという状況かなというふうに、そこは今確認をいたしました。

それから2つ目なんですが、要は前から言っている大水が出たときの堰の話なんんですけど、今のは話ですと、もう開けることは考えていないと。要は人力でも結構厳しいのでという話になるんですが、以前平成29年のときには、上の特殊堤防ですか、上に積み上げてできたほうの堤防が、あと50センチメートルぐらいあるかないかのところまで水が増えて、非常に危険なので開けられないかという話をしたんですが、山田湖の防災ダムも昔は水位の調整をしたというのがあるんですが、たしか今は自然流入、自然流下のはずなのであまり調整がないんですが、その辺はどうですか。豪雨になったときの判断というのは、その前にこれは開けておかなければまずいとか、ダムとかでしたらよく事前放水して流れて開けてありますけど、そういうことは一切考えないというようなことなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

同様のお話を以前にも答弁させてもらったことがあろうかと思いますけども、山田川の状況といたしましては一定の改修は行われておりますし、古川土木事務所に確認したところでも、平成11年や平成16年の洪水時にも被害の発生はなく、一定の治水の安全度は確保されておるというようなことを聞いております。また、山田川につきましても調節効果はございますので、これによる効果も期待できますので、事前に開けておくというようなことは今のところやったこともございませんので、当面今のような運用でよいかと考えております。

○11番（前川文博）

分かりました。被害が出なければいいんですが、それはそれですね。私、今地元でも聞いた限り、あの付近に家ができるて大体40年近くたつ場所なんですけども、その間に20年前と8年前と今回ということで3回土砂の撤去があったと。たまたま、昔駐車場の場所があって、その後は上の会社の駐車場のスペースから入って、今回はその空き地を活用して入ったということだったんですが、これに結構な金額がかかっていたのと、前回は古川土木事務所でやられて、今回は市でやったんですよね。たしか今回700万円とか800万円かかっているという話なんですが、これはどちら

らがやるのが基本になるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

以前、しゅんせつをしたときには県のほうでしゅんせつをしたわけですけども、それは治水の安定上、河川全体のしゅんせつをした際に堰の付近もしゅんせつしたことから、併せて掘られたということだと思います。今回につきましては河川全体ということではなく、堰の上流部に堆積が見られてきて、水の入りも悪くなってきたというようなことを地元からも要望をいただきましたので、市の堰の利水上の問題として市でやったということでございまして、河川全体をしゅんせつするような場合には古川土木事務所に依頼することになろうかと思います。

○11番（前川文博）

分かりました。それから、地盤沈下の話も今出させていただいたんですが、5月21日の水防調査のときに古川土木事務所もいらっしゃって、ちょうどそこでご本人からも話があったんですけども、やはり後ろが下がっていて、サッシが斜めになっているとか、そこの裏のほうはアスファルトとかがへこんで、そこが水たまりになってしまいうといふような状況が出てきたんです。本当にこれは分からぬ話なんですが、この土砂の撤去も過去に何回かやっているとしたときに、上流部で川と横のコンクリートが切れて、下が掘れている部分とかも出てきたんですよね。駅の下の辺なんんですけど、そういうことから下を掘っているのではないかという心配もあって、今回この地盤沈下の話をさせていただいたんですが、ちょうど堰の前のほうの家から5軒ぐらいが何となくそういう状況が見えてきているといふ状態だったんですが、その辺は古川土木事務所もそのとき聞いていっているんですけども、市の振興事務所の職員の方もいましたが、あとは何もその辺の話は出ていなかつたでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

特に今の周辺地盤が下がっておるといふような状況は、私どものほうには伺っておりませんけれども、今回の市のほうで行ったしゅんせつにおきましても、護岸が出るような深さまでは掘つておりませんので、その状況の中で護岸が浮いているといふような状況は特に見受けられなかつたと思っています。

○11番（前川文博）

分かりました。ちょうど5月にそういう点検があったものですから、このことを今回させていただきました。今後もまた土砂を掘ったり、出さなければいけないと思いますので、先ほども言わわれたように、必要性を考慮して搬入路を取っていくようなことで向かっていただきたいなと思います。

それでは、2点目に入ります。ペロブスカイト太陽電池について伺います。令和4年9月の補正予算で、庁舎などへの太陽光発電設備の設置検討調査が行われました。市役所の本庁舎、西庁舎、古川町の高野浄水場、みずほクリーンセンター、古川浄化センター、飛驒市民病院が対象施設として、可能性の調査が行われました。また、同じ年の12月の一般質問でPPAの導入につい

て私が質問した際は、「9月補正で計上した調査結果を踏まえ検討したい。」との答弁があり、令和5年にはオンサイトPPA導入についてのサウンディング型市場調査が行われました。令和5年9月議会の令和4年度決算審査の際に、太陽光発電整備の設置検討調査の質問をいたしました。実現性が高いと見込まれる高野浄水場と古川浄化センターへの太陽光発電設備の導入に向けて、詳細な調査研究を行うということが報告書にあります。令和6年3月の一般質問では、公共施設のオンサイトPPAの導入について質問し、答弁は、「建物への設置は強度的に困難である。」と。そのほかの内容は決算特別委員会での答弁と同じ内容でした。そこで2点伺います。市の庁舎にペロブスカイト太陽電池を設置することはどうか。2点目、太陽光パネルを野立てで設置することはどうなったのかということです。

それでは、1点目の市の庁舎にペロブスカイト太陽電池を設置することですが、これまでには、重たいものですから壁面の強度の問題で市役所の庁舎への設置は断念したということでした。最近はペロブスカイト太陽電池という軽量で曲面にも対応する、ペラペラなものが発明されております。これは令和7年度中に商用化が予定されており、今後はメインで普及していくものと考えられております。福岡市では、パネルメーカーの積水化学工業株式会社との共同で、この事業で脱炭素先行地域に昨年選定され、令和6年度には築90年以上たっている古い建物の屋上、そして小学校の体育館に設置をされました。パネルの単価は3倍から4倍ぐらいと、今の段階では高額ですが、今後本格的な量産が始まれば価格も安くなると予想をされております。このようなパネルも検討していくことも必要ではないかと思います。

2点目、太陽光パネルを野立てで設置することです。太陽光発電設備の設置検討調査が行われ、検討結果が出てから2年ほど経過をしております。高野浄水場、古川浄化センターへの設置について、その後どのような調査検討が行われ、現在はどのような状況になっているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

申し遅れましたが、前川議員の次の大問3において資料願が出ておりますので、これを許可いたします。では、答弁を求めます。

〔環境水道部長 谷口正樹 登壇〕

□環境水道部長（谷口正樹）

ペロブスカイト太陽電池についてのご質問をいただきましたので、一括してお答えさせていただきます。

まず、1点目の市庁舎へのペロブスカイト太陽電池の設置についてですが、ペロブスカイト太陽電池は軽量、柔軟といった特性を有し、建築物の壁面や曲面など、これまで設置が難しかった場所でも活用が見込まれる革新的な次世代太陽電池であり、地球温暖化対策や地域の再生可能エネルギー導入の観点からも大きな可能性を持つ技術であると認識をしております。一方で、ペロブスカイト太陽電池はまだ耐久性が十分になく、湿気や高温に弱いため、長期的な安全性確保に問題があり、現状では従来の一般的な太陽光パネルに比べて寿命が短いことが示されております。さらに、議員のご指摘のとおり、現在の価格帯は一般的な太陽光パネルの約3倍程度とされていますし、ペロブスカイト太陽電池には鉛などの有害物質が含まれているケースがあり、適切な安全対策にも課題がございます。今後、ペロブスカイト太陽電池の製造規模が拡大すれば、コストが低下することが予想されますし、活用用途の広がりも期待され、当市のような積雪地域におい

ても可能性が広がると考えており、今後のさらなる技術革新により、実用的で汎用性のあるものとなつたときには導入の是非を検討することもあるかと思います。引き続き、メーカーの技術開発の進展状況や国内外での導入事例や性能評価、安全性に関する情報などを注視しながら、前向きかつ慎重に検討してまいります。

続きまして、2点目の太陽光パネルの野立てでの設置についてお答えいたします。令和4年度の調査結果では、高野浄水場において野立てによるパネル設置の可能性が報告されたものの、今後、新たに井戸を掘る可能性があることや、井戸を掘るためのスペース確保が必要であることに加え、一度設置した後に稼働中のパネルを移動させることは困難であることなどから、現在のところ設置までには至っておりません。さらに、近隣に民家が密集しているため、周りへの反射光などの影響も懸念されます。また、古川浄化センターの屋根への設置は積載荷重の課題があり、困難であると報告されております。一方で、例年であれば下水処理の熱で雪が解けるオキシデーションディッチ槽上に設置可能なスペースがあるものの、昨シーズンのように大雪であった場合には、雪も解けず積載荷重に課題がある点と、隣接するサッカー場への反射光の影響なども懸念が生じます。

なお、昨年度は環境省、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金獲得を目指し、太陽光発電設備の導入検討を進めてまいりました。検討過程においては、垂直型パネルの設置の可能性についてもそれぞれの施設で検討を行いましたが、設置に要するコストが一般的な太陽光パネルの倍以上の費用がかかる点などの課題が判明いたしました。さらに、料金収入で事業を運営する独立採算制が基本原則となっている企業会計においては、上下水道施設における再エネ設備の設置は、費用対効果や活用できる国交付金等の財源の見極めも重要な要素となってまいります。しかしながら、先ほど議員よりご紹介いただきましたペロブスカイト太陽電池のような、薄くて軽い素材のものが今後市場に普及することで、当市のような積雪地域でも活用できる方法が期待されますので、引き続き情報収集に努め、適切な方法とタイミングで導入を検討してまいります。

〔環境水道部長 谷口正樹 着席〕

○11番（前川文博）

今2点いただきました。ペロブスカイト太陽電池が今出てきて、今年から量産、商用化ということなんんですけど、ペロブスカイト太陽電池は確かに高いんです。今これに対しては補助制度がないんですが、令和7年の秋からペロブスカイト太陽電池の補助ができるという話が出てきておりますが、そういったことは何か情報では掴んでいらっしゃいますか。

○議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

今ほどのペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業というものは、今年度からスタートしております。

○11番（前川文博）

先ほど、再エネの導入の検討とか、いろいろ補助制度も検討されたということも聞いたんですけども、そういった部分で新しいものが出てきたときに、やっぱりそちらのほうに取り組んでもらうとか、何かやってもらうというのも必要だと思いますので、ぜひ検討はしていただきたいん

ですが、ちょっと1点気になったのが補正予算でお金をつけて、その後サウンディング型市場調査をして、今の高野浄水場と古川浄化センターができる見込みがある可能性があるという結果が出ていたんですが、その後になると井戸をまた掘る可能性があるとか、雪があるのでとか、そういう話になってくるんですが、以前のことなので多分分からだと思いますけど、この辺はどうやって調査をしたのかということについてはどうですか、何か聞いていますか。どういういきさつでそこができる可能性があるということになったのか。今の話だともう可能性がないというふうにしか聞こえないものですから、その辺、分かればお答えください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

今ほどの質問ですけども、それぞれの施設で野立てに関しましての面積、それから太陽光パネルを並べたときの面積、そういうものが十分な発電ができるものではないということで、やはりそれを回収するには相当の年月がかかってしまうというふうに聞いております。

○11番（前川文博）

分かりました。ペロブスカイト太陽電池は、今一番活用ができる見込みというのは、例えばこういう田舎ですと、寒いところだと二重窓があって、そのガラスとガラスの間に差し込むという使い方が一番多いんですよね。これは、ビルがあつて窓を二重窓で入れればいいんですけど、薄っぺらなんですけど光が一切入ってこないから中が真っ暗になるということがあるので、都会だと、ガラス張りのビルがあると1階と2階の間のスペースとかに差し込んで使うというのが一番多い使い方になるらしいので、今後何かあるときはそういうことも検討の1つに入れていただければと思います。

それでは3点目に入ります。飛騨地域及び富山エリアへの広域的な公共交通の考え方について伺います。これは前回の3月議会でも質問いたしました。その際に、タクシーの情報を聞いていれば併せて詳しく質問したんですが、私が聞いたのが4月の中旬に利用したタクシーの車内でありました。また、この通告締切の前日、6月11日の公共交通会議で神岡猪谷線の縮小の話が出ましたので、その点を含めて質問いたします。3点あります。1点目、神岡町のタクシー1社が午後7時で営業終了、経済の波及はどうですかということです。2点目、幹線である神岡猪谷線の今後の方向性についてです。3点目、公共交通を広域で考えていくことです。

それでは1点目です。神岡町のタクシー1社が午後7時で営業終了となります。経済波及はどうですか。神岡町内には2社のタクシー会社があります。そのうちの1社が、これまで午後9時30分までの受け付けであったものから午後7時までの受け付けへと時間が短縮されました。ドライバーの勤務時間の管理から午後9時30分までの営業が困難になってきたものです。3月までの夜間帯は平日で合計2台、週末は合計3台での運行がされていました。夕飯を食べて、これから飲もうというような時間帯で1台の運行が終了となりました。当然、帰りの足を考えて出かけることになります。台数が少ないので、帰りの足を予約できるでもなく、家族や知人を頼るしかありません。飲食店からは、このまま行くと夜の外食に出かける人がますます減ってしまうと心配の声もあります。夜間帯のタクシー減車による地域経済への影響はどの程度あると考えておられますか。

2点目です。幹線である神岡猪谷線の今後の方向性です。猪谷と神岡町を結ぶ猪谷線。濃飛バスの路線であり、飛騨市巡回バスの再編で神岡猪谷線として追加運行されました。利用者が少ないことにより、今後の運行に心配をしておりましたが、先般の公共交通会議において、赤字額を削減することと運行を縮小する方針が決定されました。さらに、次年度に向けて代替交通手段の検討が上がつてまいりました。内容は、デマンド化、タクシー助成券、大学研究施設専用車、ガッタンゴー専用シャトルバスの4点です。この4点は、今後、検討協議していくとあります。住民が少ない地域であり、利用者を増やすことは困難だとは感じております。しかし、飛騨市民が居住をしていて、国道41号で飛騨市を縦断する路線あります。赤字の額や今後の路線維持についての考えはどうなっているのかお答えください。

3点目、公共交通を広域で考えていく考えです。今回のタクシー営業時間の短縮では、慢性的な人手不足、労働環境の改善などで、基準をクリアしていくには会社としては仕方ないことです。以前、ライドシェアについても質問いたしました。飛騨地域で4台の枠があるとの答弁でした。前回の3月の質問では、この先、広域的に公共交通を考えていかないと大変な時期が来ると、追加で発言をしております。隣の富山市は公共交通に関しては優等生のほうでしたが、今回、地方鉄道が赤字拡大から運賃の値上げを行い、運行本数の減便を実施し、現在は不採算路線の今後の在り方などを検討しております。飛騨市のバス会社は、インバウンドの影響がいいほうで出ていて、現状の運行を維持していくとの心強い言葉を聞いております。しかし、この先を考えると、人口減少がさらに進み、利用する方が減っていくのは想定されます。

M a a S、数年前からこれが使われるようになりました。M a a Sというのは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索、予約、決済などを一括で行うサービスであり、観光や医療などの目的地における交通以外のサービスなどとの連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段になるものというふうに書いてあります。この先は、広域での公共交通を維持していくことも考える必要があると思いますが、そのような考えはどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

□総務部長（岡田浩和）

初めに、神岡地内のタクシーの影響について答弁いたします。令和6年7月24日に、神岡町飲食店組合とタクシー事業者と市の意見交換会を開催しました。そこで各事業者からお話を聞かせていただきました。神岡町内では、タクシーの不足による影響で夜間の飲食店利用者が減っているのではないかという声がありましたが、実際のところは、人口減少やコロナ禍以降の生活の変化によって、そもそも飲食店の利用者が減っているということが確認できました。加えて、今回神岡町内のタクシー2事業者のうち、1事業者が4月1日から営業時間を短縮したことによる影響について、神岡町内の4つの飲食店に改めて聞き取りをいたしました。この聞き取りにおいても、夜の客足が大きく減ったという声はなく、利用者が工夫して外出しているということでございました。また、営業時間を短縮したA事業者のあたりを受けて、お客様が流れてくるものと想定されていたB事業者への聞き取りでは、そもそもタクシーの夜の需要が少なく、利用される方

は固定化しているので、現在のところは影響ないとのことでした。こうした飲食店への聞き取りやタクシー事業者への聞き取りの実態から、今回の営業時間短縮に伴う経済的な影響は限定的なものではないかというふうに捉えております。また、今後については、1つのタクシー事業者となりますが、貴重な公共交通として利用していただきたいと考えております。

次に、神岡猪谷線の方向性についてお答えいたします。神岡猪谷線は、令和6年度実績で2,761万7,000円の赤字となっており、他の路線と比較しても赤字額が突出して多い状況です。令和6年度の市負担額全体に対しても15.6%を占めており、乗客1人当たりの運用コストは8,600円余りとなっております。市の財政状況から見ても、耐えられる限界を超えており、早急な見直しが必要であることから、1、運行主体を濃飛バスから市直営に変更、2、運行本数を1日当たり10便5往復から6便3往復に減便、3、平日のみの運行とすることとし、6月11日に開催しました公共交通会議においてご承認をいただきました。これにより、赤字を約1,700万円削減できる見通しです。この見直しを行うに当たっては、利用者の影響について、4月12日から18日まで乗降調査を行い、通学、神岡市街への移動、大学研究施設への通所、「レールマウンテンバイク ガッタンゴー」の観光の利用であること、また、今回の減便対象となる時間帯の利用者は僅かであることを確認し、減便しても、極めて影響が小さいと判断したところでございます。また、運行については濃飛バスに委託運行することで、安定的に継続できるものと考えております。しかし、今回の10月1日からの見直しは、あくまで応急処置的な対応であり、今後さらなる合理化が必要であることから、令和8年10月1日に向けて、現行の定時路線にこだわらず、需要に特化した形の代替手段を実現していくことを模索するとともに、神岡町民の生活実態を調査しながら、バスの需要の方向性を定めていくことといたします。具体的には、1、富山市内の高等学校への通学需要があることから、デマンド制の交通手段を導入できないか、2、猪谷方面へのタクシー助成券制度が導入できないか、3、大学研究施設専用車両の取得に向けて市が支援できないか、4、ガッタンゴー専用シャトルバスを運営主体のNPOと協議することを検討していきたいと考えております。

3つ目の公共交通の広域での考え方についてでございます。議員のご指摘のように、高山市からインバウンドのお客様がバスを使ってガッタンゴーに来られていることや、古川町内の飲食店を訪れられていること、さらには、MaaSのような複合的に移動手段を組み合わせるサービスに着目し、広域的な観点での取組を進めることができることはそのとおりであると思います。実際に、高山市から古川町、神岡町の間においては高校生の通学で多くの利用があることが、バス路線の維持につながっております。これらは濃飛バスが運行する幹線が中心となるものであり、市としての対策は、こうした路線が維持できるように、赤字補填を含めた連携を強化していくことが中心となります。他方、幹線から各地域につながる路線や地域内に走る路線については、個別の地域の実情を見ながら、それぞれに合った形で対策を講じていく必要があると考えます。例えば、神岡地区ではバス利用が地域に根差しており、多くの住民が利用される土地柄です。こうした地域では、さらなる利便性の向上やダイヤ改正を含めた仕組みの再構築が重要であり、実際に神岡循環線を中心とするダイヤの見直しでは乗車人員増加という成果を上げております。これが古川地区になりますと、あまりバスを利用するという実態がなく、免許を返納された高齢者の方であっても、なかなかバスの利用にはつながっておりません。利用がある

ケースでも高校生の通学利用が中心で、これらの生徒が卒業しますと一気に利用率が低下するという実態がございます。こうした地域では、デマンド型の乗り合いタクシーのような小さい形で、利用者にぴったりとマッチした形態の公共交通が必要になります。河合・宮川地域においては利用者が特定できる規模であり、会員制のような形態を導入して、個別のニーズに直接応えられるような運行形態を模索することも考えなければいけません。いずれにしましても、エリアの実情に応じて効果的なアプローチを取りながら、公共交通の維持に努めてまいります。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

○11番（前川文博）

経済波及についてあまり影響はないかなとは思っていたんですが、心配される声があったので聞かせていただきました。

それで、神岡猪谷線の話なんですよね。これを聞いて、次の日が通告締切で、今日一般質問だったので6日間の間にいろいろと聞いてまいりました。そこで、過去、令和6年の第3回1月の公共交通会議の資料を見ていたんですけども、その段階では神岡猪谷線の話については一切何も出ていなくて、何かちょっとこの先大変かなぐらいの話題があったと思うんですが、いつ頃からこういうふうな流れで出てきたんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

私が伺っておりますのは、令和6年度の赤字の実績が確定したところの、昨年暮れから今年の1月くらいだというふうに伺っております。

○11番（前川文博）

それで、3月の赤字が確定したということで、4月に1週間調査をしたという流れでよろしいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

そのとおりでございます。

○11番（前川文博）

そこで1週間、4月12日から18日で調査をされたんですが、非常に地元の方も大学の方も困惑したのが、12日の新聞を見て初めてこの事実を知ったということだったんですが、この減便とか、もう平日以外動かなくなるという話は結構地元にとっては重要な話なんんですけども、今赤字なのでこんなようなことになるかもしれないけど皆さんどう思われるとか、どうですかという話は一切共有はされていない状態ということでよろしいでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

これまでも、沿線住民の方に聞き取りをしておるケースがあったわけですが、やはりそれがそのまま本来の需要に結びつくということがなかなか難しい状況でございましたので、そのために

4月に乗降調査をさせていただいて、実態がどういうふうかということで判断をさせていただきましたのでお願ひいたします。

○11番（前川文博）

4月に1週間調査したというのはこの間の報告でもあったんですけども、実際のところ、朝の1便の往復の利用者が少ないという話だったと思います。でも、地元の方に聞いたら、バスで病院に通っている方が6名いらっしゃるんですよね。その中の4名の方は朝の始発便、午前7時44分に飛騨市民病院に着くバスに乗っていく利用があります。帰りは午前10時51分のバスに乗って帰るんです。間に合わないときは5時間半待って、午後4時26分に乗って帰るというような利用もありました。これ朝一番に乗れないと、その後ですともう午前10時ですかね、それで来て最後午前10時頃に着いても午前10時50分に乗れないので、午後4時まで病院にいなければいけないと、1日仕事になるということなんんですけども、やっぱりこういう話も地元で聞いてもらわないとちょっと大変かなというところなんです。1週間では乗らない週もあったりするわけです。診療科によっては月曜日と火曜日とか、週に2日、3日ということも起こり得るので、そういったことはやっぱり聞いていただきたいなと思いますけど、今、この先はそういったことで地元の方に聞き取りとかをされる予定はありますか。

○議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

現在のところ、改めてお聞きするというような予定はございません。

○11番（前川文博）

この週末とかいろいろ調べました。地元のほうでは、あるところで全部で6人ほど利用されていると。研究施設なんんですけども、東京大学のほうは、いろいろ聞いたら、どのバスに乗っているかまでは把握ができませんがということで、3月からの人数を教えていただきました。3月は77人、4月が63人、5月は80人、6月はこの先も含めて58人がバスに乗って入って出していく予定だと。これは宿泊施設に泊まる方だけを拾えたものですから、それ以外にも利用者はおるはずだと。東北大学は5月、6月だけなんですが、5月が39人、6月は45人、これも今月末の22日後も利用があるという予測で出ているんですが、やっぱり結構利用者があるんです。この方々の利用なんですけども、金曜日に入ってきて、土曜日に仕事をして、日曜日に帰っていくとか、日曜日に入ってきて、金曜日または土曜日に帰っていくということが出てくるんですが、そうすると、今度平日だけになると、もう一切その足がないという心配をされています。その辺いろいろ聞いて、また今後ちょっと考えるとか、その辺はどうですか、何かありますか。

○議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

今ほどのお話につきましては、市のほうとしても同様のお話を聞かせていただいております。今回の見直しによる影響について、東京大学側のほうと話合いを持ちながら、何か対応ができるかということを検討していきたいと東京大学のほうには伝えておりますので、そのように進めていきたいと思っております。

○11番（前川文博）

分かりました。さっきMa a Sの話もさせていただいたんですけども、今バスが減便になる、バスで病院へ行く方もいらっしゃるんですけども、今度は病院の診察時間とかいろいろな問題が絡んでいくんですが、Ma a Sはそういったところも含めて公共交通をつくっていくシステムだと思うんですが、例えばそういうことをやっていったときに、もうバスの本数がないとか、そういった方に対しての病院での診察対応とか、そういったことはこういう公共交通の福祉サービスの一環として何か今後考えていくようなことはありますか。何か検討する余地はありますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

もちろん公共交通を組んでいくときに、個別の需要をきちんと見て、こぼれ落ちる人がないように対応するのが基本だと思います。ただ、それに合った運行形態をどう模索するかということになるので、こういう定時路線のバスが全ての解ではないということです。河合町の稻越の乗り合いタクシーが典型でありますけど、ああやって乗り合いタクシーを使っていく。あと、先ほど答弁もありましたけども、登録制、会員制でバスを運行する。こういったこともありますから、定時路線だけが解ではないという形の中で考えていくということになると思います。これこそが福祉的な公共交通の在り方を模索するということになると思います。

○11番（前川文博）

これは地元で聞いた意見ということでお伝えするんですけども、これは地元の病院通いとか、買い物に行く方です。たまに乗るだけなのですが、非常にこの話に困惑していますと。しかし、個人の都合で赤字を増やすことはできないので、今後自分で対応するしかないのかなという意見もありました。病院に関しては、診療時間を変更してもらうとか、タクシーを利用するとか、ほかにいい方法があればぜひ教えてくださいということを言われました。タクシーで往復すると1万6,000円かかります。病院へ行くのに1万6,000円かかるという状況になるので、ぜひその辺を何かしてほしいなということもありました。

これは大学のほうですけども、朝と夜がなくなると、ビジターが神岡町に滞在する時間が短くなるということと、公共交通と関係ないんですけど、商店がほぼないから、今まで午後5時54分のバスに乗って、午後6時6分、病院の前で十何分の滞在なんんですけど、それで食料を買いに行くという学生とかビジターがいたけども、そういったことも今度できなくなるというようなことがいろいろあって、多分聞いていらっしゃると思います。そういうことも含めて検討するというか、考えていただきたいなと思うのと、もう1点確認したいのは、先般の公共交通会議で承認を取られました。次にまた8月にあります。バスの改正は10月からなんですが、先般、承認を取ったことはもう決定事項で、8月には変更はないということでおろしいんですか。その辺はまだ余地はあるのか教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

現時点では確定というふうに思っておりますので、8月については、このことにプラスアルフ

ア何かがあるかもしれませんし、別のことを加えた会議になるかもしれません。どういう内容になるかというのは、この場で申し上げることができませんので、申し訳ございません。

○11番（前川文博）

もしまだ検討していくのであれば、赤字のこともあるので私もどうしてもやれということも言いたい切れませんが、やっぱり足になっている方は結構いらっしゃるので、その辺をしっかり聞いていただきて、ぜひ検討していただきたいというのが私の思いです。この木曜日から昨日までの間でかなりの方と話しましたので、こういうような話を聞いております。ぜひ検討していただきて、いい方向に、また、やっぱり公共交通がなくなると住めなくなっていくので、またよそに出ていってしまいますから。今このバスに乗られる方も娘さんがほとんど富山県にいらっしゃるとか、そういう方なので、もうそっちへ行ってしまうということになりますので、ぜひ公共交通の維持を何とか考えていただきたいなと思います。

それでは4点目に入ります。天然記念物や文化財となっている樹木の管理についてです。飛騨市には、複数の天然記念物や文化財指定された樹木があります。どれも高齢化して大きくなっているものです。人間と同じで、樹木も林齢が大きくなると高齢化となります。当然若いときと違い、勢いが落ちてまいります。枝が折れたり、幹が空洞化となったり、しっかりとした維持管理をしないと倒れたりすることがあります。そこで、3点お伺いいたします。天然記念物や文化財指定された樹木の伐採について。2点目、天然記念物や文化財指定された樹木の管理責任。3点目、公園や市有施設の樹木管理です。

1点目、天然記念物や文化財指定された樹木の伐採はということですが、指定されている樹木は土地所有者が勝手に伐採、木を切ることができません。人家の近くなどで危険を感じている場所では、伐採などをしないかないと生活に支障が出ることもあります。伐採などの判断基準と実施主体はどこが行うのでしょうか。

2点目、天然記念物や文化財指定された樹木の管理責任です。伐採などができる場合、その樹木はそこに残ることになります。例えば、枝が折れて屋根を損壊したり、下を歩いている人や車に落下した場合、誰が責任を取ることになるのでしょうか。最悪の場合、倒木となり、大きな被害になる可能性もあります。土地所有者は伐採したいが許可が出ない場合など、その後の責任についてはどのようになるのでしょうか。

3点目、公園や市有施設の樹木の管理です。市が管理している土地にも樹木は多くあります。天然記念物や文化財に指定されているかは別になりますが、樹木の健康管理などは行う必要があります。指定されている樹木は樹木医などが調査して管理されていると思いますが、私有地にある樹木についてはどのように管理され、安全対策はしてあるのでしょうか。

○議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは、私からは1点目の天然記念物や文化財指定された樹木の伐採についてと、2点目の樹木の管理責任について、関連がございますので一括してお答えをいたします。

天然記念物は文化財保護法に基づき保護される貴重な自然物であり、その管理は原則として所

有者によって行われます。樹木の伐採など現状変更が必要な場合は、樹木医などの専門家の意見を参考に、国指定文化財は文化財保護法に基づき国が、県指定文化財は岐阜県文化財保護条例に基づき県が、市指定文化財は飛騨市文化財保護条例に基づき市が、文化財への影響が軽微であることを基準に判断し、その伐採行為は所有者側での実施となります。

次に、天然記念物や指定された文化財の管理は所有者が責任を持つこととなります。所有者から安全確保の心配の声が寄せられた際には、市は専門家・所有者と連携し、枝の伐採や樹勢の回復の相談、保護措置に対する補助金提供など、所有者の負担軽減と文化財保護の両立を目指してきました。今後も連携を強化し、人々の生活と文化財の共存を図ってまいります。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 横山裕和 登壇〕

□基盤整備部長（横山裕和）

それでは、3点目の公園や市有施設の樹木管理についてお答えします。市有施設における樹木について、特に問題となるのは公園や道路の街路樹であると思いますので、それらの管理状況についてお答えいたします。公園及び街路樹の樹木管理につきましては、それぞれ職員によるパトロールを毎月2回実施しております。公園や街路樹の場合、特別に保存すべきと思われるものはありませんが、パトロールなどで老朽化や倒木の危険性のある樹木を発見した場合には、伐採や剪定による対応を行っております。なお、職員による判断が難しいものについては、造園業者等の専門家に相談し、判断を仰いでおります。近年では気多公園や坂巻公園などで、危険な老木の伐採を行いました。今後も利用者の安全を第一に考え、引き続き適切な樹木管理を行ってまいります。

〔基盤整備部長 横山裕和 着席〕

○11番（前川文博）

文化財の木の関係でした。1点確認ですけども、危ないので切りたいなという指定された木があった場合、申請すると市のほうで調査へ行ったりとか、いろいろ専門の方が来て見られると思うんですが、そのときに切っていいよというのと、これは駄目だよという確率とか、その辺はどんなものですか。もう結構伐採してもいいという方向になりますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

最近では角川区の社叢のところで、そういう案件があったことと存じております。市は前々から専門家の方との樹木に対するそういう相談先がございますので、その専門の方と文化財職員が行きまして、様々な面から、また所有者の意見等々を伺いながら、そこで判断をしていくという形を取っております。そこでその内容について所有者にお伝えをして、業者に伐採等の見積もりを取って、その後に市としてできる範囲の補助ということで補助金制度であるとか、そういうことを連絡を差し上げて実施していくという流れでございます。

○11番（前川文博）

ちょうど2週間ぐらい前にその調査があったようで、そのときに心配の声がありましたので確認の意味でさせていただきました。たまに2本残るということがありましたので、そんなことでした。

これで終わります。

〔11番 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、11番、前川議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時10分といたします。

（休憩 午後2時02分 再開 午後2時10分）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

1番、佐藤議員。

〔1番 佐藤克成 登壇〕

○1番（佐藤克成）

議長より発言のお許しをいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。大きく2点、今回質問させていただきます。

1点目、古川祭期間中の駐車場について、2点お尋ねいたします。

1点目、十分な駐車台数確保について。今年は祭りが土曜日、日曜日に重なり、一段と多い入り込み客数を記録しました。その中で、依然として駐車できず、周回する車両や駐車場入り口付近で駐車待ちの渋滞が発生しました。飛騨市や飛騨市観光協会において、臨時駐車場を用意し対応していますが、祭りが見られる町中心部からは距離がある駐車場もあり、市営駐車場や古川小学校臨時駐車場周辺では駐車を待つ車で混雑している状況にありました。一方、古川中学校や企業の提供する臨時駐車場の利用状況はどうか、利便の面を含めて検討課題はあるか、さらなる駐車台数確保のため、市の考え方や取組についてお伺いします。

2点目、以前は若宮地内にあった事業所跡地を臨時駐車場にしていた時期があったと思われますが、近年は駐車場として供されていない様子であります。駅周辺には民間の有する空き地や駐車場があり、積極的に市は土地所有者に働きかけ、駐車場としての活用を模索したらどうかと思いますが、市のお考えをお伺いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畠上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畠上あづさ）

それではまず、1点目の駐車台数の確保についてお答えいたします。今年の古川祭は2日間で約6万人と大変多くの皆様にお越しいただきました。今年は土曜日、日曜日と重なることから、多くのお客様を予測し、バスや自家用車用の駐車場を昨年から1か所増となる7か所確保いたしました。また、祭り会場から距離がある古川中学校臨時駐車場につきましては、シャトルバスを運行いたしました。これら駐車場の利用状況につきましては、一番混雑が激しい4月19日の夕方から夜にかけての時間帯で、古川中学校臨時駐車場を除く駐車場は全て満車となりましたが、古川中学校は8割程度と、まだ余裕がある状況でした。こうした実績を踏まえ、市内、特に祭り会場に近い市街地での駐車場確保には限界があることから、今後はお客様に対し、ホームページなどを活用して公共交通機関の利用を積極的に働きかけるなどの検討を進めてまいります。なお、来年の古川祭は平日開催となるため、今年ほどの混雑はないものと見込んでおりますが、今年の状況を詳細に分析し、お越しいただけるお客様の利便性確保に努めながら、古川祭の魅力を存分に楽しんでいただけるよう、駐車対策を含めた環境整備に努めてまいります。

次に、2点目の駅周辺の空き地や民間駐車場の活用についてお答えいたします。議員ご指摘の若宮地内の旧事業所跡地につきましては、以前は古川祭の臨時駐車場として活用していた時期がありましたが、近年は利用しておりません。その理由といたしましては、当該地が不整地であり、祭りで大変多くの車両が出入りする際に、飛び石などによる車両の損傷や来場者への危険が危惧されたためです。駐車場の確保に当たっては利便性はもちろんのこと、何よりもお客様の安全が確保できる場所でなければならないと考えております。古川祭のためにのみ、多額の費用をかけてその土地を整地するというのも現実的には難しいと考えております。そのため、今後は市街地において、臨時駐車場の条件を満たす場所を確保することが困難な状況であることも踏まえ、空きがある駐車場へスマーズな誘導方法など、混雑緩和に向けた検討を進めてまいります。

〔商工観光部長 畠上あづさ 着席〕

○1番（佐藤克成）

まず、1点目の質問にお答えいただきました。その中で公共交通への誘導を図っていくとありますけれども、便数も限られている中で、現状、自家用車を利用するお客様や駐車できずに困っているという人が多い中で、なかなかそういった人を公共交通へ誘導していくというのは、現実的には限度があるかなと思うのですが、根本的に駐車台数を増やすという方向に動くというよりは、公共交通の利用に流動していくということでよろしいでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

今ほどお答えしましたように、現状の駐車場の台数で不足していて、止め切れないお客様が出ているという状況までには至っておりませんので、公共交通での来場が可能な方にはそれをお勧めすると同時に、繰り返しの答弁になりますけれども、行かれた駐車場がいっぱいだった場合の次の駐車場への誘導というものの方についていろいろ検討して、スマーズに次の駐車場へ移動していただけるような策を考えてまいりたいと思います。

○ 1番（佐藤克成）

自分も今年古川祭に行ったんですけども、やはり駐車に困っている車を見かけたものですから、近所の臨時駐車場、市営駐車場、古川小学校の駐車場の様子を自家用車で見に行つたんですけども、古川小学校のところで夕方午後6時前後ですね、駐車待ちの渋滞にはまってしまって、脇道から入ってくる車も立ち往生しているような状況で、交通整理が行われていなかったという状況を目にしましたので、管理者のほうに対策をしていただけるように関係機関のほうに連絡をさせていただいたという事情があるのですが、その後、時間をおいて再度行つたら、入り口で駐車誘導されている方が対応されたのか、その後、駐車待ちの車列はなくなっていましたが、今後の対策として、空いている古川中学校ですとか、そちらのほうの駐車場への誘導を今後検討していくということなんんですけども、今の委託されている交通整理ですね、入り口と駐車場内にいらっしゃるかと思うんですけども、今回発生したみたいに古川小学校から古川駅方面の道路が一時的にでも、短時間でも交通整理が行われていないと、駐車待ちの車で道路を塞いでしまうというような事例がありますので、その点については、今後、駐車交通整理員を増やすだとか、またその中で、空き駐車場の状況をドライバーに伝えていくなどできるのかなとは思うのですが、その点は飛騨市観光協会のほうに一任をされているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

古川祭のガードマンの対応ですとか、臨時のトイレですとか、そういうことに関しては飛騨市観光協会のほうに委託をしておりますけれども、事前の準備段階では、まちづくり観光課のほうとお客様の来場者数を想定しながら、打ち合わせを行つた上で発注をしてもらっておりますので、今回の土曜日、日曜日の祭礼だったということが、たくさんのお客さんがいらっしゃった際の起こった事例として十分参考になると思いますので、そういうことも踏まえながら来年のガードマンの配置ですとか、それ以外に人を立てなくとも誘導する看板だとか、紙を配るとか、いろいろな方法について検討して、来年の祭りに備えていきたいと考えております。

○ 1番（佐藤克成）

今年は祭り開催日が土曜日、日曜日に重なるということで、事前に市のほうも対策を立てられていたということなんんですけども、現状、駐車できずに想定を超えた駐車台数にはなかったというような市のご認識だとは思うんですけども、実際去年でも、駐車できずに古川祭を見ることがなくそのまま帰られたという人の話も聞きますし、現時点ではスムーズには、満車で止めたい駐車場に止められないという状況にありましたので、先ほど駅周辺の事業所跡地、不整地で飛び石の危険性があったりだとか、安全を確保できないというところで、何年か前から駐車場の打診は見送っているということなんんですけども、駅周辺には民間の事業に使うための整地された駐車場ですか、そういうところがありますし、日中の駐車需要が終わった後に、夜間にはすいでくる、駐車場として役目を終えているような場所もありますので、そういうところにはお声掛けをして、4月19日のお祭りの夜間これからというときに止められるように何か協力できないかなとは思うのですが、今回、不整地であまり利便性のよくないところの話もありましたけれども、それ以外の点で、それほど数は多くないんですけども、50台、100台と積み増しできるような駐車

場があると思われますが、積極的にそういった事業所に協力のお願いをするというのは考えていいでしようか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

交通規制などの関係もありますので、一概に空いているからといって、祭りのときの臨時駐車場にすることが適しているかどうかというような様々な関連性があると思いますので、そういうことも考え合わせた上で、皆さんに支障なくお使いいただけて、スムーズに案内できる場所であれば、また検討はしたいと思います。またいい場所があるようでしたら、教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○1番（佐藤克成）

駐車場の問題については最後の質問になるんですけども、気になった点として、古川小学校の教職員用の駐車場、今回飛騨市観光協会のほうで利用されないように立看板が立ってあったんですけども、今回土日開催という点で教職員の方の利用がもともと予定されていない中で、そういう公有地の積極的な活用という面ではまだまだ改善の余地があったのかなと思うんですが、それも活用しなかったというのは、ガードマンだとか、管理者の人数の面でなかなかそこで手が回らなかったということでしょうか。お分かりでしたら教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

古川小学校の職員駐車場を利用しなかった理由については承知をしておりませんけれども、多分事前に学校側とも話をして、そういう処置を取ったと思われますので、何かしらの理由はあったと思います。当然何も支障がなければお借りいたしますし、それは民間の駐車場でも同じことですけれども、できるだけ近くにたくさんの台数を止められるに越したことはないんですが、先ほども申し上げましたが様々な要件が関わってまいりますので、そういうところで条件をクリアできるところを模索はしながら、しっかりと車を誘導できることについても注力したいと思います。

○1番（佐藤克成）

やはり近年古川祭に参加する人手の問題だとか、そういうものがありますけれども、毎年毎年自分も年々すてきだなと思うようになってきたんですけども、自分も積極的に参加できる機会があれば参加していきたいなというような誇りのある、誇りの持てる祭りだと思いますので、やはり当事者の参加していらっしゃる方、外部から見に来ていただける数ですか、遠方から来られてくださることが大変誇りにつながったりだとか、思い出、自信にもなっていると思いますので、なるべく多くの方に来場いただけるような環境整備というものを今後も続けていただきたいと思いました、質問させていただきました。

では、次の2点目の質問に移りたいと思います。2点目は農林業に対する助成について、2点お伺いいたします。

1点目、農機具の損害に対する支援について。農業保険法に基づき、農業共済制度を運営する

岐阜県農業共済組合において、農機具損害共済の制度変更があり、保険収支の悪化から大きく2点の改変がありました。1点目、加入物件によっては従前の2倍を超える掛金の引上げ。2点目、製造から14年を経過する農機具の加入ができなくなるというものです。生産に係る資材の物価高騰の中、共済掛金の大幅な負担増、そして、万が一に備えて加入しておきたくても加入できなくなった状況に、既に農業者からは懸念をする声が上がっています。こうしたことが離農に拍車をかけるようになると考えられます。こうした農業を取り巻く環境の変化に対して、今後市として何か対策を立てる考えがあるか、お伺いいたします。

2点目、補助事業の申請手続きについて。補助金は政策目的に沿ってお金を出すものである以上、事前に手順を踏む必要があるところ、補助事業によっては手順の見直し、簡素化、あるいは申請時に条件を満たしさえすれば、事前に審査をすることなしに交付するような運用に改めることができるのでないかと考えます。例えば、中高年就農者水稻応援事業補助金の申請を考えたときに、複数の見積もりが必要だったり、事前に審査を経なければいけないなど、それなりに手間暇がかかるわけですが、場合によっては急遽機械の更新に迫られたり、後になって補助条件に合致するような例も考えられ、事前に審査をしておく時間的余裕がない人やそもそも自分は対象外だと考え、申請を検討しなかった人にとっては、現在の手順を組むのは難しい面があります。複数の見積もりが必要な点に関しても、飛騨市内には農業協同組合以外には主な農機具店はありませんし、わざわざ高い値段で買いたい人はいませんから、各自がどこで買うかを合理的に判断するでしょうから、複数の見積もりを課すことによって、どの程度公費支出の厳格化が担保されるのかが不明です。今回補助事業の1つを取り上げましたが、営農計画や本人の意思確認が必要になる、その他の補助制度とは異なるものについては簡素化や事前審査の省略ができる場合もあるのではと考え、市の考えをお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

農林業に対する助成について、1点目の農機具の損害に対する支援についてお答えします。農機具損害共済は農業共済組合が提供している制度で、農機具が火災や自然災害、不慮の事故などで損害を受けた際に修理費用等を補償するものです。岐阜県農業共済組合ではこの制度を持続的に運営するために、令和6年10月に共済掛金を改定され、その際には負担が大きくなる加入者に対して個別に事情を説明されたと聞いております。議員のご指摘のとおり、農業生産資材や農業機械が高騰する中で共済掛金が値上がりしたことが、農業者の皆様に負担となっていることは理解しております。一方で、農業共済を含めた保険制度は、加入者が保険料または共済掛金を払って、必要になったときに給付を受けるという応益負担が原則と考えております。また、農機具は個別の財産であり、自然災害や市場変動のような外的要因による経営全体への影響を与えるものではなく、個人の事故や損傷が中心であることから、現時点では支援については考えておりません。市といたしましては、自然災害等へのセーフティーネットとなる農業共済の農業経営収入保険及び園芸施設共済に加入する認定新規就農者等について、飛騨市農業者セーフティーネット交付金を助成することで、農業者の経営安定化を支援してまいります。

2点目の補助事業の申請手続きについてお答えします。飛騨市が交付する補助金は、飛騨市補助金交付規則により運用しています。議員ご指摘の中高年就農者水稻応援事業補助金を例に手続きの流れを説明します。申請者が補助金交付申請書に補助事業計画書と補助事業収支予算書、複数の見積書と農業機械等のカタログを添付して市に提出します。市では、審査を行った後に補助金交付決定書を指令します。その後、当該補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書に支出確認書類を添付して市に提出します。市では、事業の適合性、支出使途等について審査した後に補助金交付額確定通知書を通知し、補助事業者は確定額による補助金交付請求書を市に提出、補助金清算が行われます。当該補助金は、農業機械の導入について助成するもので、補助金交付申請の際に3社の見積書を提出いただいている。飛騨市内にあるJAひだや株式会社東海近畿クボタのほか、高山市内の業者等からの見積書もあります。複数の見積書を添付していただくのは価格の妥当性を確認するために行っているものです。また、申請者である補助事業者にとっても、見積書を複数取得することで、より安価で性能のよい機械を提供できる業者を選べるというメリットがあります。一方で、中古の農業機械などに関しては1社の見積書の提出でも可能とするよう、柔軟に対応しております。

次に、医療・介護・福祉分野の物品購入補助につきましては市民福祉部所管ですが、私のほうから併せてご説明します。補助の対象が、医療、介護サービス事業者の場合は、購入物品の選定に対して事前に金額や仕様等について審査や協議が行われておりますし、サービス利用者個人の場合でも利用の状況やニーズ、自己負担も考慮した物品がケアマネージャー等と相談しながら選定されるため、いずれも複数の見積もりは不要としております。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○1番（佐藤克成）

1点目の農機具の損害に対する支援について1つ確認なんですけれども、製造から14年を経過して保険の引受けができなくなった後に、事故が発生して買い換えるを得ない。大幅な修理代金が発生するというような場合に、現状、修理費用を補助するとか、そういったことは今の補助メニューにはないかと思うんですが、これを買い換えるしかなくなったという場合に、現状、市の補助メニューの中で対応できるものはあるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

基本的に、そのまま更新というものは原則としてはございません。結局、これは補助金ですので、補助目的があるわけです。なので、例えば規模を拡大されるとか、新しい技術を導入されるとか、そういった場合の補助金、つまり未来への投資にかかるものが補助金となるのが一般的でございます。

○1番（佐藤克成）

更新の場合はなかなか補助できない、補助目的に合致しないということなんですけれども、営農者としてはそこで判断が迫られるわけなんですけれども、自費で更新をするか、そこでやめてしまうかというところなんですけれども、市のほうで遊休農地、耕作放棄地の増加ということで、なるべく離農を防ぐという手段を検討、苦心をされていると思うんですけども、そういった場

合に食い止める方策としては、やはりそういった不慮の事故の場合の更新についても何かしらの助けが必要になってくると思うのですが、そこで営農者が離農をするとなってしまわないように、何か市のほうで手助けが必要ではないかと思うのですが、そういった状況では市のほうで何かする必要があるという認識はお持ちでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

これはどの産業もそうなんですが、やっぱり更新に対して、要は公金を使うというのは、よほどの事情がないとなかなか難しいのではないかというふうに考えています。ただ、今農業が、非常に公益性が、特に土地利用型農業については今離農される方が非常に増えてきて、どなたも預かってくれないという現場の声もありますので、そこは、ただこの事業というわけではなくて、総合的に考えていきたいというふうには思っています。例えば具体的に言いますと、私も田植えとか、要は耕起をお願いしている方がもう80歳過ぎの方なんですね。その方のトラクターが故障して、今の中高年就農者水稻応援事業補助金を適用できないかと相談を受けたのですが、実はこれも80歳を過ぎた場合だと受けられないとか、いろいろなケースがあるわけです。そこにどこまで政策的に何をどうするかというのは総合的に判断することになりますので、全く駄目というわけではなくて、公益性だとか、実情に応じて柔軟に政策を考えていきたいというふうに思っています。

○1番（佐藤克成）

野村農林部長が言われました米だったりだとか、農産物を作る、田畠を荒らさないというところについてはそれなりの公益性があると思われますし、そのように認識されているので安心するところなんですけれども、やはり市の財政が厳しい中で、今回、令和7年度も農林部所管の新規事業ということでおふるさと納税を活用されたりだとか、金額はそんなに大きくはないんですけども、市独自の新たな財源ということであれば柔軟に補助メニューをつくることも可能かなと思うんです。国だったり県の事業目的に沿った形で、有利な補助メニューを使って残った中で市独自で補助しているところもあると思うんですけども、なかなか財源がない中で、そういった更新に手を回す余力がないのが大きな理由だとは思うんですが、積極的に、農地を荒らさない、遊休農地にさせないというためには、更新できずに離農していく方々に手を差し伸べる必要も出てくるかと思うんですが、現状、農林部のほうではおふるさと納税の活用方針というか、どの程度までだったらおふるさと納税の活用ができるだとか、機械の更新、新たに補助メニューをつくって、そこにおふるさと納税を充てるほどのおふるさと納税の余力がないとか、そういったことはどういう状況なのか教えていただきますと助かります。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

ご質問の中で幾つかポイントがあつて答弁をさせていただくと、まず土地利用型農業については、例えば今、米が上がったとしても、機械が相当上がつたりとかしていますので、その点については国とか県のほうにも、こういった中山間地の農地保全の意味で機械導入は必要になるとい

うことは、常々要望はしておりますので、市はそこを補完するというような、できるだけ国の助成、県の助成を使って、そこを市が補完していくという流れであると思います。

ふるさと納税については財源に関することですので、私のほうで答えるべきものではないんですが、よくあるのはプロジェクト型とか、機械更新とはずれるかもしれませんけど、例えば新しいワインとか、そういうものをやるときにクラウドファンディングみたいな形で、今新たなるふるさと納税の仕組みもあったりしますので、我々だけではなくて、活用される方もそういうのをよく見ていただいたり、我々も伝えて、総合的に財源措置については、ふるさと納税に限らず、検討してうまくいくようには考えていきたいと思います。

○1番（佐藤克成）

1点目に関して、最後の質問をさせていただくんですけれども、自分自身も農業に携わっておりまして、常日頃から農林部との連携、営農上の相談をすることがよくございまして、市のほうでは市内の営農者、大きく3グループに分けられていると思います。これから飛騨市で新たに担い手になっていただく新規認定農業者、就農者ですとか、今まで認定農業者として活躍されている方、あとは兼業農家の方が大半だと思うんですが、その他の農業者ということで3つのカテゴリーに大別して市のほうで支援をされていると思うんですけれども、主要農家、事業を農業で立てている方については親密に農林部の補助ですとか、相談だとか、そういった話を持ち込みやすいんですけれども、傍らに兼業で農業をされている方というのはなかなかそこまで農林部とのコネクションというか、信頼関係といいますか、相談に行ったら相談に乗ってもらえるというような環境がどこまであるのかというの自分自身の想像でしかないんですけれども、改良組合員の数だったりを想像をすると農林部が対象とする人数というのは1,000人、2,000人近くにはなると思うんですけれども、その中で相談に来られた際には、相談に乗れる体制がどこまでできているのか、相談体制についてお伺いしたいのですが、今そういった相談が持ち込まれた際はどのような対応をされているのか、どこまでの時間かけて相談に乗れる体制にあるのかお伺いしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

相談につきましては、今、「農業なんでも相談窓口」というところを部内に設けておりまして、様々な相談がございます。土地の利用のこととか、逆に規制のこと、それから補助事業に関するここと、あるいは農業の生産とかいろいろな指導に関すること、いろいろなことがありますので、そこは農林部の職員全体で、窓口に近い方が対応するんですが、私も含めて対応するように心がけております。

○1番（佐藤克成）

自慢ではないですけれども、飛騨市で農業をしている身としては、他市町村と比較するのもあれなんですけれども、飛騨市の農業政策というか、農業者に対するきめ細やかなフォローがいいと言われていて、自分も気持ちよく飛騨市内で生産に携わさせていただいておりますので、今後ともそういう相談を持ち込まれた際は柔軟にといいますか、できないことはできないというところはあるかと思うんですが、貴重な人材ですので、相談体制をばっちりしいていただいて、

乗っていただけると助かります。

2点目なんですかけれども、これは福祉分野の補助事業とは性質が異なるというところで、答弁を聞いた話ですと、簡素化というか、手順を大きく変えるというのはなかなか現状では難しいのかもしれないんですけれども、1点目の質問で再質問をさせていただいたとおり、窓口に近い職員の方々に相談を乗っていただけるような体制にあるということを答弁いただきましたし、そのように自分も感じておりますので、補助の手順の在り方については既存のとおりやついくのは仕方ないにしても、人的な窓口対応、そういったところをこれからもこれまでどおりきちんと対応していただければ、飛騨市の農業政策、農業支援のほうについても市民の方から理解が得られると思いますし、頼りに思ってもらえると思いますので、引き続き、今回農林部のことでしたけれども、そのほかの部局についても同様なんですかけれども、きめ細やかな対応というのを心がけていただければと思います。そういった点で今回質問させていただきました。

私の質問は以上になります。

〔1番 佐藤克成 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、1番、佐藤議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時55分といたします。

（休憩 午後2時50分 再開 午後2時55分）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

3番、小笠原議員。

〔3番 小笠原美保子 登壇〕

○3番（小笠原美保子）

議長のお許しを得ましたので、早速一般質問をいたします。今回は大きく2つの質問をいたします。

まず1つ目は、飛騨市と友好都市であります新潟市との交流について伺います。友好交流の現状について、友好交流の推進施策について、市でできる台湾有事の対応、世界遺産登録の推進を見据えた歴史と文化の協力についての4点をお尋ねいたします。飛騨市と台湾の新潟市は平成6年から交流を続け、平成29年には自治体間の友好都市提携を結びました。その後も小学校同士の交流授業や高校生のホームステイなど様々な交流を続け、令和2年に飛騨市新潟友好クラブを設立されました。市のホームページには、「飛騨市と新潟市の交流を市民間でも広げていきたい」という思いのもと、飛騨市に心を寄せてくれる新潟市の方と、新潟市に心を寄せてくれる飛騨市の方をつなげられるよう取り組んでいきます。」とあります。台湾の方々は親日ですし、日本人

にとって懐かしい日本を思い出させてくれる歴史や文化もあります。飛騨市としても積極的な交流をしておりますので、質問をさせていただきます。

1つ目、友好交流の現状について。長年続けてこられてきた民間交流が友好都市提携という形で深められています。なぜこの交流が始まり、どのように深められているのか。また、これからどのように発展をさせていくのか。市民の皆様も興味深いと思いますので、改めて現状と計画を伺います。

2つ目は、友好交流の推進施策についてです。友好クラブの充実や、青少年の相互ホームステイ研修の実施をはじめとした市内小中学校、高校の交流活動の推進に加え、今年度は新たに新港郷産品を使用したコラボ記念品の制作事業が検討をされています。市産品、輸出振興事業もあり、経済的な面での取組もされ、今後ますます盛んになりますことを期待しています。日本国内では、台湾との交流事業の1つとして、学校給食に台湾産のパイナップルなどの果物を提供する自治体が増えてきましたが、飛騨市でも農作物の輸出入の一環として取り入れていただけたら、子供たちもより一層交流活動が身近で楽しみになるのではないかでしょうか。飛騨市と新港郷、お互いの農業面や特産品での産地間の交流についてを伺います。

3つ目は、市でできる台湾有事についてお考えをお尋ねいたします。昨今、台湾周辺の状況は非常に緊迫し、危機的な状況に置かれ、今後が大変心配されます。防衛、国際問題は国の管轄ではありますが、友好都市提携を結んでいるということは人と人との交流であり、人道的なことも含めた上で様々な形の支援や連携を深めることが必要です。台湾に一番近い国は日本であり、運命共同体であると言っても過言ではありません。台湾有事には台湾支援への明確な姿勢を示していくことがさらなる信用となり、関係の強化や交流の発展に深くつながっていくと思われます。そのような事態も想定をしておられるのか。また、市でできることや計画を伺います。

4つ目は、世界遺産登録の推進を見据えた歴史と文化の協力についてです。台湾には世界遺産が1つもありません。台湾にはユネスコの世界遺産に登録されるべき文化遺産、自然遺産は数多くあります。しかし、台湾は国際連合から国として認められていないため、申請さえできないのが現状です。世界遺産の本来の精神は、人類が共有すべき普遍的価値を持つ財産を守っていくものです。新港郷のある嘉義県には、日本統治時代に木材需要を満たすため日本人の鉄道技師によって設計され、建設された阿里山森林鉄道があります。阿里山で伐採されたヒノキは日本にも運ばれ、神社の建築材としても使われました。現在は、標高差2,400メートルという自然や鉄道沿線における土地の文化的景観保存により、台湾有数の観光鉄道となっています。台湾の歴史であると同時に、日本人にとっても重要な文化的記憶とされ、世界遺産としていくことを目指しており、日本とともに取り組むことや支援を望んでおられます。ご縁があって飛騨市は嘉義県の新港郷と友好交流がされているため、未来への思いを共有できると思いますし、大切な歴史や文化を守るために、できることを一つ一つ考え、形にしていける関係は大きな財産となるのではないかでしょうか。世界遺産を通して、国際機関への参加を応援することにもなりますので、積極的に協力できることが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

台湾新港郷との友好交流につきましてのお尋ねでございます。私からは3点目と4点目につきましてご答弁申し上げます。

まず、3点目の台湾有事の際の市の対応というお尋ねでございます。確かに台湾に友好交流都市を持っておりまして、この新港郷と友好交流をやっているわけでありまして、普段から友人として深い交流を行っております。そうした中で、台湾有事の際に何らかの支援ができればと思うのは、心情的には理解ができるところでございます。しかし、こうした有事の際の対応というのは、我が国全体の国益を考えて、国際法などに基づいて、あるいは世界のそのときの諸情勢を踏まえて、政府において判断されるべきものというふうに考えておるところでございます。一方で、我々地方自治体に求められるのは何かということになりますと、こうした事態が起こらないよう草の根レベルで友好交流を深めて世界平和希求の活動を続けていくということだろうというふうに考えております。全国の自治体においては、様々な世界の国の都市と交流を行っております、本市と同様に台湾と交流している自治体もございますし、逆に中国と深い交流を行っている自治体もたくさんございます。隣の高山市は中国2都市と友好交流があるわけでございます。こうした幅広い多角的な交流が繰り広げられることこそが、国際平和に資するものであるというふうに考えておるところでございます。

折しも、本市では先月5月30日に飛騨市平和都市宣言を策定発表しております。この宣言文の中にも、市民が取り組むべきこととして、現実を直視し常に関心を持ち続けること、また、戦争のない平和な世界を望むことということが掲げられております。一朝一夕に達成できることではありませんけれども、こうした意識とか精神が市民の皆さんの中に根づいて、全ての市民が世界平和を願い行動できるような気風を目指していく。それを市としても地道に、継続的に平和意識の醸成に向けて取組を推進していきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、4点目の世界遺産登録の推進を見据えた歴史と文化の協力という点についてのお尋ねでございます。議員からもご指摘がございましたが、世界遺産に推薦するためには、ユネスコで採択された世界遺産条約の締結国となる必要があるわけであります。しかし、台湾は国際連合に加盟しておりませんので、本条約の締結をしていないということで、推薦をすること自体ができないというのが現状でございます。また、国際的な情勢から考えて、日本政府が直接推薦に乗り出すということも現実的には難しいだろうなというふうに考えられます。しかしながら、台湾政府や関連団体が、お話をございました阿里山鉄道の価値を広めて、保護をしていくという活動をされているということでございますし、世界遺産への登録をその中で目指されるということは大変意義深いことだというふうに考えております。また、我々の友好都市である新港郷は、この阿里山鉄道がある嘉義県の町でございますので、こうした嘉義県での取組という点でもシンパシーを感じるというふうなところでございます。

この件は議員から事前にちょっとお話を伺いましたので、何かできないかなと考えまして、台湾との交流強化を目指す全国の首長の会がございます。これは私自身も参加しておりますが日台共栄首長連盟という会がございまして、ここで何か問題提起ができないだろうかと考えてみました。先日、幹事長が埼玉県の本庄市の吉田信解市長という方なもんですから、親しくさせていただいておりますので、直接お話をいたしました。そうしましたところ大変いい話ではないかとい

うことで、まずこうした動きがあるということを日台共栄首長連盟の中で共有したらどうかといふお話をいただきました。7月に総会が行われます。その際に、私、日程の都合上参加ができないんですけども、この総会で取り上げていただくということで今資料を準備しております、会長が石川県の加賀市の宮元市長なんですが、お話をさせていただいて、この情報を日台共栄首長連名の中で共有をしたいというふうに考えております。こうした動きが世界遺産登録に向けた何らかの支援につながっていけばいいなというふうに考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは1点目と2点目についてお答えをいたします。

まず、1点目の友好交流の現状についてでございますけれど、この友好交流は、1994年、平成6年に台湾行政文化建設委員会の日本視察団が古川町に来訪されたことをきっかけに始まりました。当時の古川町観光協会が、新港郷で古川町のまちづくり事例を発表するなど、民間レベルでの交流が活発化し、2017年、平成29年には飛騨市と新港郷の自治体間による友好都市提携を結ぶに至りました。また、2023年、令和5年には吉城高校と飛騨神岡高校が新港芸術高校と、続いて2025年、今年の1月ですけれども、古川中学校が新港國民中学校と姉妹校提携を結んでおります。交流の内容といたしましては、小学校や中学校同士の交流授業、高校生のホームステイ、友好交流30周年記念行事等の文化交流イベントなどにより、相互に交流を深めているところです。また、2020年、令和2年には飛騨市・新港郷友好クラブを設立し、市民同士の交流を促進しております。今後も市民交流の促進や貿易による経済面での連携強化など、様々な分野で関係を発展させていきたいと考えております。

次に、2点目の友好交流の推進施策についてですけれども、議員がおっしゃるように、今年度は新港郷の特産品であるパイナップルと飛騨市産の蜂蜜を使用したクラフトビールのコラボ記念品の制作事業を進めております。これは両地域の特産品を生かした新たな交流の形でありまして、経済的な連携にもつながるものと考えております。また、台湾への市産品の輸出支援事業も推進しております、市内で製造された中華そば麺等の輸出支援も行っております。議員ご提案の学校給食に台湾産のパイナップルなどの果物を提供する試みは、子供たちが食を通じて台湾を感じ、交流への関心を高めることにつながってまいりますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○3番（小笠原美保子）

おおむね前向きな、希望の持てる答弁をいただきました。順番に確認させていただきたいのですが、最初のところで、いろいろな取組をされている交流の様子を伺ったんですが、ちょっと気になっていたのですが、友好クラブの促進というのはホームページを見ても出てくるんですが、私も友好クラブに登録はしているんですけども、会報の定期的な発行とか、様々書いてあるんですけども、私の手元にあまり届かないんですけど、具体的に何をしていらっしゃるのか教えてい

ただけるとありがたいです。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

会員になつていただきしております、誠にありがとうございます。会報が届いていないということですので、その点は確認をさせていただきたいと思います。台湾の諸事情のこととか、日常生活のことについて、府内のプロジェクトチームのメンバーとかがいろいろ調べて書いたりしておりますので、定期的に会報をお届けはしているところでございます。様々交流をするとき、例えば、台湾の方々が飛騨市にお越しいただいたときに交流をすることがございます。そういうときに、いろいろ友好クラブの方々とかにもお声掛けさせていただき、一緒に交流をさせていただくとか、様々お手伝いいただくとか、そういうことを現時点で行っております。友好クラブ、もう少し違う形での活動の推進というか、そういうことも考えていかなくてはいけないなというふうに考えておりますので、何らかまたいいアイデアがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○3番（小笠原美保子）

ぜひ盛り上げるようによろしくお願ひいたします。

2つ目のパイナップルのほうも、給食の提案をさせていただいたのを前向きに検討していただけるということで、結構調べてみると日本全国、お隣の富山県でもですけども、そういうことに取り組んでいらっしゃることが多い。まずはやっぱり台湾の農作物が今までの大手の中国だったところに輸出ができないために、日本で何とかしようという働きかなというのが大きかったと思うんですが、そこら辺のところも応援につながると思いますので、ぜひとも前向きによろしくお願ひいたします。

市長にいろいろと答弁いただいたんですが、有事のときの話になつくると難しいなと思います。これだけ遠く離れた飛騨市で何ができるのかというところなんですけども、具体的に受け入れますとか、国を越えてお約束するというのは難しいと思うんですけども、逆に、台湾の方は日本に何かがあったらという話になったときは、ものすごい人情味が厚いので、絶対に協力しますと断言されるんです。そこの覚悟のところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

台湾の皆さん本当に情に厚くてですね、コロナ禍のときも、真っ先に新港郷からマスクを送つていただきたりして、我々も本当に感激をいたしましたけども、やっぱり本当にそういうお国柄といいますか、そういう方々だということをいつも思うわけです。ただ現実に、逆に我々から何かができるかというところになると、日本という国が非常に世界広く貿易交流がある国でありますから、やはり有事ということになれば、そういうときに国全体の中でやれることを探していくということなんだろうなというふうに思います。もちろん台湾有事というと中国との関係になるんですが、中国も大事な隣国ですし、台湾との交流があるからといって台湾だけということでは決してないので、やっぱり幅広く様々な国々と交流をしていくということですし、そ

いった貿易も含めて、中国との交易をなさっている事業者の方も飛騨市内にもたくさんおられるということを考えますと、やはりそのときの現実的な状態に応じて、ただ、シンパシーを非常に強く持ちながら、できることをやっていくということだろうと思いますので、この段階でお答えできるのはそのようなことかなというふうに思います。

○3番（小笠原美保子）

最初のところに戻るんですけども、子供たちの交流をしている状況のところで、今年度の予算の主要事業のところで新港郷の合同絵画コンテストをされるというふうにあるんですが、そのところはやっぱり平和がテーマになっていると思うんです。それで、先ほどもお話に出たんですが、平和都市宣言をされて、平和というものを考えたときに、国内の飛騨市の小さなところで考えるのではなく、やはり国を越えたお子さんたちと共有をしていこうねという話の中での絵画コンテストの共有なのかなと私は受け止めたのですが、そのところの平和というものの、多分台湾の子供たちとの受け止め方がすごく隔たりがあるのではないかなというのはちょっと感じています。台湾の方たちはやっぱり毎日毎日危機的というか、差し迫ったニュースが流れてきますので、古川町の子供たちみたいに平和なところでのんびり暮らしている子とは違うのかなと思うんですが、急な話なんんですけど、そのところの世界情勢とかを鑑みたときに、子供たちに、合同でするというのはどこまでの平和の思いの共有で絵画コンテストをされるのか、ちょっと意図を教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

今回の絵画コンテストをいろいろ考えるに当たって、今議員がおっしゃられたように、やはりその温度差はあると思います。私も現地にいるときに戦闘機が飛んでいるというような、轟音のところを身をもって感じましたし、片やここにいるとそんなことはほとんどないわけなので、そうすると、やっぱり双方の子供たちの平和への捉え方が違います。平和の違いというか捉え方をお互いに共有するということがとても大切だというふうに考えています。例えば、日本の子供たちが台湾の新港郷の子供たちの絵を見たときに、「あっちの同じ年代の子供たちってこういうことが平和なのか。」ということを、身をもって多分そこで感じるんだと思います。そういうことがとてもとても大切で、そういうことを通じて、自分たちも平和について多面的に考える必要が出てくる、相手のことを思いやって平和というものを捉え直すということが必要だよねということにつながっていくのではないかというふうに考えておりまして、そういう狙いも1つありますと、今回の絵画コンテストの催行に至っております。

○3番（小笠原美保子）

よく分かりました。大事なことだと思いますので、大きな目で見れる子供たちがこれから育つというのは、とても飛騨市にとって財産になると思います。ぜひともよろしくお願ひいたします。

あと、世界遺産のところです。一生懸命考えていただいた答弁をありがとうございます。本当にそういうふうになつていって、世界中に流れが来るといいなというのは私は切に思っています。まず、ありがたいことに全国の市長に共有していただくという話になるんですが、そこら辺のところのリターンというか、飛騨市の方にもお知らせをしていただいたり思いを共有していただけ

ると、また子供たちも大人も新港郷の方にお会いしたときに、共通の話題になつたりして盛り上がるとは思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げました日台共栄首長連盟のほうは、こういった動きがあるということをまず共有するということでしょうし、市民の皆さんには台湾の新港郷の皆さんにおいでになったときに、やっぱりこの話題を何か持ち出せるようにして、阿里山鉄道というものを知つてもらうということが最初なのかなと思うんですね。結構新港郷の皆さんと話していると阿里山の話がとてもよく出てきて、いろいろお土産を頂くときも阿里山のお茶を頂戴すると大変おいしいですが、大変自慢におっしゃっておられますし、新港文教基金会の前の董事長から私、木の写真をレーザープリンターで焼いたパネルを市長室に飾っているんですが、あれは阿里山のヒノキだということをおっしゃっておりまして、多分新港郷から阿里山は非常に近いところだと思いますので、今新港郷だけではなくて嘉義県の周辺のいろいろな郷との付き合いというのも少しずつ広げてきていますから、そういう文脈の中でまた知つてもらう機会があればいいのではないかと思いますので、そんなところから始めていければいいのではないかというふうに思います。

○3番（小笠原美保子）

ぜひよろしくお願ひいたします。

これで最後の質問にしますけども、前に道の駅宙ドーム・神岡とかで新港郷の特産品をあちらの方がいらして販売をされて、すごく盛り上がったと聞きましたけども、例えばそのところを期間限定でもいいんですけども、ご本人たちがいらっしゃるのは大変かもしれないで、コーナーをつくってまたやりますよとか、常設するということを今後していただけるといいなと思いますけど、お考えを聞かせてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

おっしゃっていただいたように、商業レベルでの交流というものを進めていきたいというふうに考えておりまして、なかなか難しいハードルはありますけれども、そのハードルを何とか乗り越えて、双方にお互いの特産品があるとかですね、そういう形でできるように何とか前進をしていきたいというふうに考えております。

□商工観光部長（畠上あづさ）

双方での産品での交流を促進するために、商工観光部のほうでは、台湾の代表的なメニューみたいなものを市内の飲食店などで取り入れていただいたときの試作品を作ったりですとか、そういったことをPRする費用に対しての補助制度を今設けておりまして、先日行いました宙ドーム・神岡でのスープの提供についても、そういったものも活用していただきながら、できれば継続的に市内の飲食店で台湾メニューが召し上がっていただけるようなことが、かなうような方向に支援をしていきたいと考えております。

○ 3番（小笠原美保子）

分かりました。話をしていると楽しくなってくる、わくわくするようなお話を出てきたので、とってもありがとうございます。市でやっていることは、ちよこちよこと小さなことに見えるかもしれないんですけども、草の根の運動というのはだんだんといろいろなものを巻き込みながら、大きな流れになっていくと私は信じておりますので、飛騨市からの希望の光が世界も変えるぐらいになると思って見ておりますので、ぜひ今後もよろしくお願ひいたします。

では、次の質間に移ります。次は空き家についてお尋ねをいたします。空き家バンクの事前登録について。更地にした場合の固定資産税について。空き家などに対する苦情の窓口と対応。空き家の利活用についての4点をお尋ねいたします。人口減少とともに世帯数も減少する中、高齢者世帯の割合は増加していき、同時に空き家も増えています。5年後、10年後の将来を見据えたとき、空き家対策や利活用についての考えがとても大切ではないでしょうか。一人暮らしの親が施設に入居した、遠方に住む子供が実家を相続するなど、どなたにもあり得る身近な問題です。空き家の管理や解体に係る費用負担が大きいことや家財や荷物をなかなか片付けられないこと、将来には使うかもしれないといった理由から、相続が未解決のまま放置されがちです。

このような状況を踏まえ、2024年の空家等対策の推進に関する特別措置法改正により、空き家の管理義務が大幅に強化されました。改正の目的は、より効果的な空き家対策を実施し、地域の安全と経済の安定を図ることです。新たな法改正によって空き家の管理が強化され、活用促進策が拡充されることで問題の根本的な解決が期待をされています。また、空き家問題には地域社会全体で取り組むべき課題とされ、住民、自治体、政府が連携し、対策を講じることで地域の安全と発展を支えることが求められています。2024年4月からは、所有者がはっきりしない土地や家が増加している現状を防ぐため、相続登記の義務化が定められました。特に家族が分かれて暮らすことが多い現代では、相続人が何人もいることで将来的に困るケースや相続人が分からなくなるケースが増え、トラブルを避けるためにも義務化されたようです。空き家の利活用の必要性も含め、現状など質問をいたします。

1つ目、空き家バンクの事前登録について。令和5年9月定例会の一般質問において、空き家にしないための予防策として、生前、元気なうちに家族で話し合い、しっかりと方向性を決めていただくことの必要性を周知し、施策を織りまぜながら取り組んでいくとの答弁がありました。最後まで自宅で元気に生活できれば幸いですが、年齢とともに判断力が低下すると意思確認は難しくなります。高齢者1人世帯の方などが、家族と相談した上でまず空き家バンクに登録をしておけば、居住者がいなくなった後で放置されることが減るのではないかでしょうか。「住むとこネット」の登録事業者へ調査や依頼、家に農地も附属している場合は農業委員会への書類提出や事前審査が必要な上、住むとこネットの空き家登録の申請などと手続きもたくさんあるため、家族ぐるみでの協力が必要です。終活セミナーやご相談のときには高齢者の方だけでは分かりにくく、家族にも周知していただき、早めに行動をしていただくことや、事前登録制度、手続きなどの周知が必要ではないでしょうか。取組、考えを伺います。

2つ目は、更地にした場合の固定資産税についてです。こちらも令和5年9月定例会の一般質問において、空き家を解体し更地にすることは、土地の固定資産税が高くなるため進まないのではないかと、固定資産税の減免を提案させていただきましたが、解体された家屋の固定資産税が

減免されるため差額は様々で、下がることもあると答弁をいただきました。また、空き家の管理に必要な維持管理経費や精神的負担及び土地の流動化を考えると、更地にすることでこれらの負担を軽減し、土地の活性化も図られるため、ご相談に応じ説明するとのことでしたが、その後の進捗を伺います。

3つ目に、空き家などに対する苦情の窓口と対応を伺います。隣の木が家の敷地に入ってくる、裏の山にある空き家の庭木が放置されているため崖崩れが心配、空き家に動物が住みついているなど、近隣にお住まいの方にとって悩みの種になっている空き家も少なくありません。冬には家の前の除雪を近隣の方々で行ったり、屋根の雪下ろしまで心配をされるパターンもあります。区長に相談する方、市役所に直接相談する方など様々でしょうが、持ち主に解決していただくためには市に相談するのが早いと思います。こうした苦情の窓口や対応を伺います。

4つ目は、空き家の利活用についてです。まちづくりの手段として、民間や学生などと連携してリノベーション施策を進める自治体が増えています。古民家の再生でまちづくりや、産官学連携で、宿泊施設や移住対策へ活用の事例、デイサービスなどの福祉事業者の利用など、民間の自由な発想で積極的にされています。空き家や遊休物件の利活用をまちづくり手段の1つとし、民間と連携して進めていかないでしょうか。市の考えを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは1点目の空き家バンクの事前登録についてお答えをいたします。現在、飛騨市の空き家バンク、住むとこネットでは市内の42戸の空き家を掲載中ですけれども、平成27年4月の運用開始から総計で296件、賃貸または売買の成約をしておりまして、高い成約率につながっております。これは住むとこネットの運営に当たり、地元の不動産業者の皆様方が熱意を持ってご協力をいただいていることによるものと考えております。

ご質問い合わせました空き家バンクへの事前登録を実現するためには、例えば、空き家の所有者が認知機能の低下により意思能力を喪失した場合に、住むとこネットを通じて売却または賃貸を募ることになりますので、事前に意思能力の喪失を条件とした契約を締結することになるかと思います。現在、住むとこネットの運営は市内の事業者の善意により成り立っていること、かつ、当該サイトへの空き家物件の登録も無償かつ簡便な申請手続きとしていることを踏まえると、こうした複雑な手続きを行うことは現実的ではないというふうに考えております。むしろ、成年後見人、任意後見あるいは民事信託、家族信託などの権利擁護に係る制度の活用を促して、意思能力を喪失した際の備えとして、所有している空き家の利活用に限ることなく、ご本人の身上監護と所有している財産の有効活用等について、併せて対策を講じることができるように備えることが大切だと考えておりますので、終活支援センターと連携して対応策を今後検討していきたいと考えております。

なお、6月の20日には、住むとこネット等をより多くの方に知っていただくため、空き家利活用セミナーを開催する予定としております。このセミナーでは、現在、空き家を所有している方とそのご家族のほか、近い将来に空き家となる心配がある方も対象としておりまして、住むとこ

ネットの利用方法、あるいは空き家を賃貸住宅とする際の補助金など、支援制度についてもご案内する予定としております。今後も住むとこネットなどの各種支援制度をより幅広く周知して、ご活用いただけけるよう努めてまいりたいと考えております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

□総務部長（岡田浩和）

それでは、2番目の更地にすることによる固定資産税の取扱いに関する周知の現状についてご説明申し上げます。現在、全市民に対する周知は行っておりませんが、税務課窓口においては、取壟しをされ、更地にした場合の税額についての相談があった際、取壟しによる土地の税額増加と家屋の税額減少により、固定資産税全体としては減額になりやすいということを分かりやすく説明させていただいております。その中では、個別に税額を計算して、お示しをして理解をいただくような対応を取らせていただいております。また、現在、空き家対策を所管する建築住宅課とも連携を取り、取壟し補助金の申請の際には資料をお渡しし、取壟し後の土地に対する税負担の在り方についても説明を行い、個別の対応をさせていただいております。このような対応を取りながら、どれだけでも不安を取り除くような取組を継続している状況にあります。なお、空き家取壟しに伴う更地の土地に対し、特例的に固定資産税を軽減することについて、国においては特段の検討はなされていないものと認識しております。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔建築企画監 田中義也 登壇〕

□建築企画監（田中義也）

私からは、空き家対策に関する質問のうち3点目と4点目について答弁いたします。

最初に、3点目の空き家等に対する苦情の窓口と対応についてですが、空き家の苦情、除却に関しては建築住宅課と各振興事務所の基盤係が相談窓口となっております。空き家に関する苦情、危険な空き家等の問合せがあった際の対応としましては、まずは担当職員が現場の確認を行い、危険性についての把握をした上で、空き家の所有者等情報を把握されている場合には、基本的には当事者間での対応を促します。しかし、ほとんどのケースが所有者不明のため、市が所有者等の探索を行い、判明した所有者等に市から適正な管理を求めるようにしております。令和6年度の実績としましては、25件の相談を受け付けており、所有者探索のための所有者情報の公用請求が24件、弁護士相談が2件、所有者等への助言・指導として、対面での面談1件、電話連絡5件、文書の送付を10件実施しております。また、近隣住民から管理が行き届いていない空き家の相談があり、現場確認をしたところ、周辺住民や建物に危害を及ぼす恐れがあると判断したため、飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例に基づく緊急安全措置を2件実施しました。

続いて、4点目の空き家の利活用についてお答えします。市では、市内における空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に進めるために、平成29年6月から飛騨市空家等対策計画を策定し

ております。現在は、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする第二次計画の最中ですが、その計画に基づき、地域住民代表や関係機関等と連携しながら、空き家等利活用の促進や危険な空き家等に対する措置などの対策を実施しているところです。議員のご指摘のとおり、今後は人口減少とともに空き家が増加していくことは必然であります、最も重要なのは、特定空家等の危険空き家となることを未然に防ぐことにあると考えております。そこで、市ではその観点から、空き家の数とその位置、状態を可能な限り正確に把握するための空き家データベースの整備や、飛騨市住むとこネット、いわゆる空き家バンクの運用による空き家の流動化促進、空き家を賃貸用に改修するための工事費に対する補助や、市内事業者が空き家を活用して新たに社宅を整備する場合の補助などを行ってきました。新たな取組としては、市内の事業者を講師とした空き家利活用セミナーの開催を今月予定しております。

そこで、空き家の利活用をまちづくりの手段の1つとして民間と連携して進められないかといった議員のご指摘の件につきましては、これは令和5年9月議会で小笠原議員よりご提案のあった、「逆空き家バンク」の実施がその手段の1つになると思います。通常は不動産情報サイトで複数の物件が掲載され、借り主が物件を選ぶというのが空き家バンクのスタイルです。しかし、逆空き家バンクとは、希望する地域で、空き家を活用してカフェや店舗などの事業を始めたいと思う借り主情報をサイトに掲載し、その情報を基に空き家の大家が借り主を選ぶという通常と逆のスタイルのマッチングサービスです。呼び名は逆空き家バンクや「逆さま不動産」などそれですが、全国でこのような形態のサービスが展開されつつあることは事例紹介で承知しております。また、民間法人の知見やノウハウを活用し、市町村の空き家対策を補完する役割を担うことを中心とした、空家等管理活用支援法人という制度を活用している自治体もあります。このようなサービスにより、何かの事業に挑戦したい人、大家として応援したい人がつながり、さらなる空き家の解消や地域の活性化につながるものと考えられますので、こういった民間サービスとの連携も含め、庁内横断的に有効な施策を検討してみたいと思います。

〔建築企画監 田中義也 着席〕

○ 3番（小笠原美保子）

まず、1つ目のところからいきます。住むとこネットとか、事業者とかにも協力していただいて、登録して、あと後見人の話とかも出たんですけども、具合が悪くなつて自分で登録できないという方は認知症ばかりではなくて、例えば頭はしっかりしているけど、体が動けない人とかもいらっしゃいますし、息子さんたちが身近にいてくれればいいんですけど、息子さんがお仕事をしていらっしゃれば平日には動けない、うちのことで片付けたいから、ちょっと古川町に行って一緒に話をしましようかとか、相談しましようかというのは難しいのかなというのは思っています。ただ、これは個人の財産ですので、ご家族の協力なしではできないことだとは重々承知しております。私が言いたいのは、その事前登録というのは、どこまでというのはとても難しい話だと思うんですけども、やはり福祉のほうと連携をしていただいて、もうすぐ施設に入りそうという方には、そのときには多分ご家族もこちらのほうへいらっしゃるはずなので、おうちのことも早い話で気分を悪くされる方もいらっしゃるかもしれないんですけども、避けては通れないところなので、そこも含めてご提案していただけたらなという思いがあります。その辺に関してはどう受け止めていらっしゃるか聞かせてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

今議員がおっしゃられるようなケースも、やっぱり現実問題としてはあろうかと思います。先ほどの答弁でもちょっと申しましたけれども、終活支援センターにおきましても、その不動産絡みのところの最後の処分というか、そういったところの相談を受けていらっしゃるということをお聞きしておりますし、そういったところで、私どもの企画部門がやっている住むとこネットとの連携とか、どういった形でできることが一番望ましいのか、市民の方にとって残されるというか、ご家族の方々にとってもいい形になるのかというのを今後検討してまいりたいと思いますので、またいろいろな関係の方々ともお話を聞いてみたいと思います。

○3番（小笠原美保子）

ぜひよろしくお願ひいたします。6月20日の空き家利活用のセミナーの話も出ましたけども、私も回覧板で拝見しました。たしか夜の開催だったと思うんですけども、私が思ったのが、夜だったのでやっぱりご家族が対象かなと思って見せていただいたんですが、たしか予約制だったと思うんですけども、そのところで今どれだけ参加されるのかちょっと気になるところですし、セミナーって一方的に聞かされるのではなくて、お一人お一人の状況にあったようにご相談ができるのか、そこだけ教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

議会の場でも、何回かお話をしたかもしれませんけれども、空き家のデータベースを構築しておりまして、そこで所有者の方との紐づけができているという部分もありますので、そういった方々についてはダイレクトに今回ご案内をさせていただいております。ご覧になられたように、区町配布とかホームページとかSNSとかでも周知をさせていただいておりまして、現時点でたしか27名の方がお申し込みをいただいております。今からでももちろん結構でございますので、エントリーしていただければと思いますけれども、こちらから講師の方と金融機関の方にもお越しいただいて、融資とかいろいろなことがあると思いますので、そういったご説明を差し上げるわけですけれども、もちろんその後、個別にもご相談をいただくような時間を設けたいと考えておりますので、そういった形で開催をさせていただきます。

○3番（小笠原美保子）

どうぞよろしくお願ひいたします。

あと、2つ目の固定資産税のところですけども、住宅の取壊しの補助金を申請された方にも資料をお渡しして、固定資産税の高くなるばかりではないですよというお知らせをしてくださっているという話だったんですが、資料をお渡しするばかりではなくて、その補助金のご相談にいらっしゃった方に、ぜひ税務課も行ってくださいというお勧めはされていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□建築企画監（田中義也）

建築住宅課のほうで申請された方にお渡ししておるのは、税額がどういうふうになりますよということまではご説明していなくて、更地になった場合に税額が6分の1の控除がなくなりますよという説明資料をお渡ししておりますので、そのお問合せ先は税務課とさせていただいておりますので、その資料をご覧になって、何かお問合せをいただく場合は税務課のほうにお越しになるか、お問合せをいただくようにご案内をしております。

○3番（小笠原美保子）

安心しました。3点目のところです。これが一番私は困っているところで、やっぱり市役所としても困っているところだと思うんですけども、町を歩いていると、とにかく苦情がいっぱいあります。何しろお隣さんにしてみたら、持ち主がどこにいるか分からないので、ほったらかしにされているのを、文句をどこに言えばいいのかというのが一番大きな問題だと思うんですが、それを伺って、私、市のほうへ直接お話ししに行くんですが、ちょっと気になっているのが、私いつもその苦情いただいたときに、市役所に行って職員にお話しをしたら、ちゃんとまた様子を見に来るから、お隣さんにもどんな状況か聞きに来ると思うので、ありのままお話ししてくださいねというのはお伝えしています。ただ、後々私が行くと、「来た」と聞くと「来てない」とおっしゃる方ばかりなので、そこら辺がどうなっているのか教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□建築企画監（田中義也）

基本的には、苦情というかご相談とか情報提供をいただいた場合には、先ほどの答弁もありましたように、担当職員が現地のほうを見まして、危険の度合いでとか状況を判断して、その上で対応させていただいております。先般、小笠原議員を通じてご相談いただいた件につきましても、たしか樹木とか草木の繁茂の件だったと思いますけれども、それにつきましても現地のほうを確認させていただきまして、実際にその繁茂している木の所有地が空き家の所有者の敷地ではなくて岐阜県の所有の土地であったということで、その件につきましては古川土木事務所のほうにお伝えして、7月中には処置をするという回答を先般いただいておりますので、その件はお隣の方について先週かその前だったと思うんですけど、お伝えさせていただくとともに、空き家の所有者の方にも、住所地は分かりましたので、手紙のほうは出させていただいたという対応をさせてもらっております。

○3番（小笠原美保子）

把握できる人ばかりではないので大変だと思うんですけども、いつも問題になっていて困る話なのが、登記をしていないのでどんどん相続人が増えて50人ぐらいになっているというところなんんですけども、そういう場合でも何とかしなければいけないので、市のほうで追跡をされて50人に当たられるとは思います。時間もかかる話ですし、ただ気になるのが、固定資産税はどなたがお支払いになっているのかなとか、いろいろなことを思うんですけども、放置されている、そういうふうにならないためにやっぱり事前に何とかしてくださいねというお話なんですが、ただ、あまりにもそういう場所がとても多いので気になっています。あと、行った先で危険な空き家があるんですけども、そのところも特定空家とかにはまだなっていない、その前の前ぐらいの

段階のおうちでもかなり危ないんですが、そのような物件に関しては持ち主にはどうやってお伝えをしていらっしゃるのか教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□建築企画監（田中義也）

所有者情報とかを調べる方法としましては、登記簿を取り寄せたりですとか、当然課税状況ですとか、戸籍の情報とかを取り寄せて探っていくんですけども、なかなか分からぬというのがほとんどでございます。分からぬ場合は、どなたにそういった状況をお伝えするのか市ほうも分かりませんのであれですけれども、一応相続されるべき方が分かった場合には手紙を出したりというところが今段階で市でできるところでございます。ただ、先ほどおっしゃったように相続人の方がどうしても10人とか20人という場合もございまして、そういった場合は、まず最初にどの方にこういった指導・助言をするべきかというところは、弁護士相談をしながらするように、そういった手順でやっております。

○3番（小笠原美保子）

とても難しい問題だと思いますけども、どうぞよろしくお願ひいたします。

4つ目の、その利活用のところですけども、答弁を聞かせていただいて、そんなに積極的に活用したいふうではないなと思って伺ったんですけども、活用するよりは空き家にならないための取組のほうに、未然に防ぐためにというのをしていらっしゃる、空き家バンクのほうの流動化ということで移住者とかが対象なのかなとは思うんですけども、かなりいろいろな自治体を見ていると、空き家の利活用というものを一生懸命されているんですが、町の中でぐるぐると見ただけでも、町の中でも民泊だったりとか、リフォームだったりというのは盛んにされていて、これは民間の話だと思うので市のほうでどこまで踏みめるのかという問題はあると思うんですけども、気になるのが、ちょっと離れたおうち、庭がすごく広くて駐車場もあるのにずっと空き家のままというところは、なかなか事業者も民泊とかには使わないかなと思っています。空き家バンクのほうで契約されるおうちというのは田舎が結構人気があるとは思うんですけども、その辺、郊外のほうが多いのか、町の中が多いのか教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

最近は本当に様々です。山間部の物件が登録されて、内見もされないで購入に至るというケースもございますし、真剣にいろいろご検討されて街中の物件をお買い求めになるという方もいらっしゃいますので、現時点では本当に様々な状況です。活用という部分につきましては、田中建築企画監のほうからも最後のほうに庁内横断的にというようなお話をさせていただいておりますけれども、市長のほうからも、この空き家の諸課題についてある程度一気通貫して対応ができるような体制も必要なのではないかというふうにご指示もいただいておりますので、どういった形でそういった組織体制ができるのかというのをこれから検討してまいりたいと考えております。

○ 3番（小笠原美保子）

いろいろ聞かせていただきましたので、一つ一つ皆さんと意識を一緒にして、市民の皆様も事前にちょっと片付けたり、活用できる方法が見つかるといいなとは思っております。また、一生懸命やってくださっていますので、そこに関しては感謝して、また市民の皆様のお困りがあったときにはお伺いしますので、ぜひそこら辺のところも含めてお伝えください。よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

〔3番 小笠原美保子 着席〕

○議長（澤史朗）

以上で、3番、小笠原議員の一般質問を終わります。

◆閉会

○議長（澤史朗）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は、午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

（閉会 午後3時56分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 澤 史朗

飛騨市議会議員（14番） 高原 邦子

飛騨市議会議員（1番） 佐藤 克成